

東京都 家庭に対する蓄電池等補助

助成金申請の手引き

(令和3(2021)年4月)

※本事業は、令和元(2019)年度において助成金交付申請を受け付けます。
(交付要綱の規定により、令和元(2019)年度末までに交付申請を行った場合、令和3
(2021)年9月30日まで助成金を申請できます。)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

電話:03-6258-1510 (スマートエネルギー蓄電池等補助担当)

(受付時間) 月曜日~金曜日(祝祭日を除く)9:00~17:00

ホームページ:<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chikudenchitou-hojyo>

当手引きは助成金申請に当たり、助成金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。本手引きに記載がない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに公社の定めるところにより運用されます。

《目次》

助成金を申請される皆様へ	1
《申請手続きの流れ》	2
《申請手続きの流れ》	3
○ 本手引きにおける参照ページ一覧	4
1. 1 事業概要	5
1. 2 助成対象者	6
1. 3 助成対象機器等	6
(1) 蓄電池システム	7
(2) ビーカー・トゥ・ホームシステム	7
(3) 家庭用燃料電池(エネファーム)	8
1. 4 助成対象経費	9
1. 5 助成金の交付額	10
(1) 蓄電池システム	10
(2) ビーカー・トゥ・ホームシステム	10
(3) 家庭用燃料電池(エネファーム)	10
1. 6 助成金交付に係る交付申請	11
(a) 個人である所有者の方	12
(b) 個人に貸与する貸与者	13
(c) 法人である所有者	14
(d) 法人に貸与する貸与者	15
1. 7 手続代行者	16
1. 8 助成金の交付決定	16
1. 9 助成金交付の条件	16
2. 1 実績の報告	18
(a) 個人である所有者の方	20
(b) 個人に貸与する貸与者	22
(c) 法人である所有者	24
(d) 法人に貸与する貸与者	26
2. 2 助成金の確定及び助成金の交付	28
2. 3 管理、譲渡等の報告等	28
2. 4 住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等	28
2. 5 財産の処分	29
2. 6 交付決定の取消し	30
2. 7 助成金の返還	30
2. 8 違約加算金及び延滞金	30
2. 9 他の助成金等の一時停止等	31
2. 10 個人情報の取り扱い	31
3. 1 申請様式の記載例・添付書類（個人申請の場合）	32
(1) 個人である所有者が申請される場合	32
4. 1 申請書類を作成いただく前に（留意事項：必ずお読みください。）	44
5. 1 申請書の送付先	55
（参考）関連ホームページのご案内	56

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という)が実施する家庭に対する蓄電池等補助につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましても、不正受給などの助成金に係わる不正行為に対しでは厳正に対処いたします。

家庭に対する蓄電池等補助事業に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願ひいたします。

1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があつてはなりません。
2. 助成対象等の処分制限期間内に処分(助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象機器等の管理状況等について調査することがあります。
3. 公社は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金(年率10.95%)を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

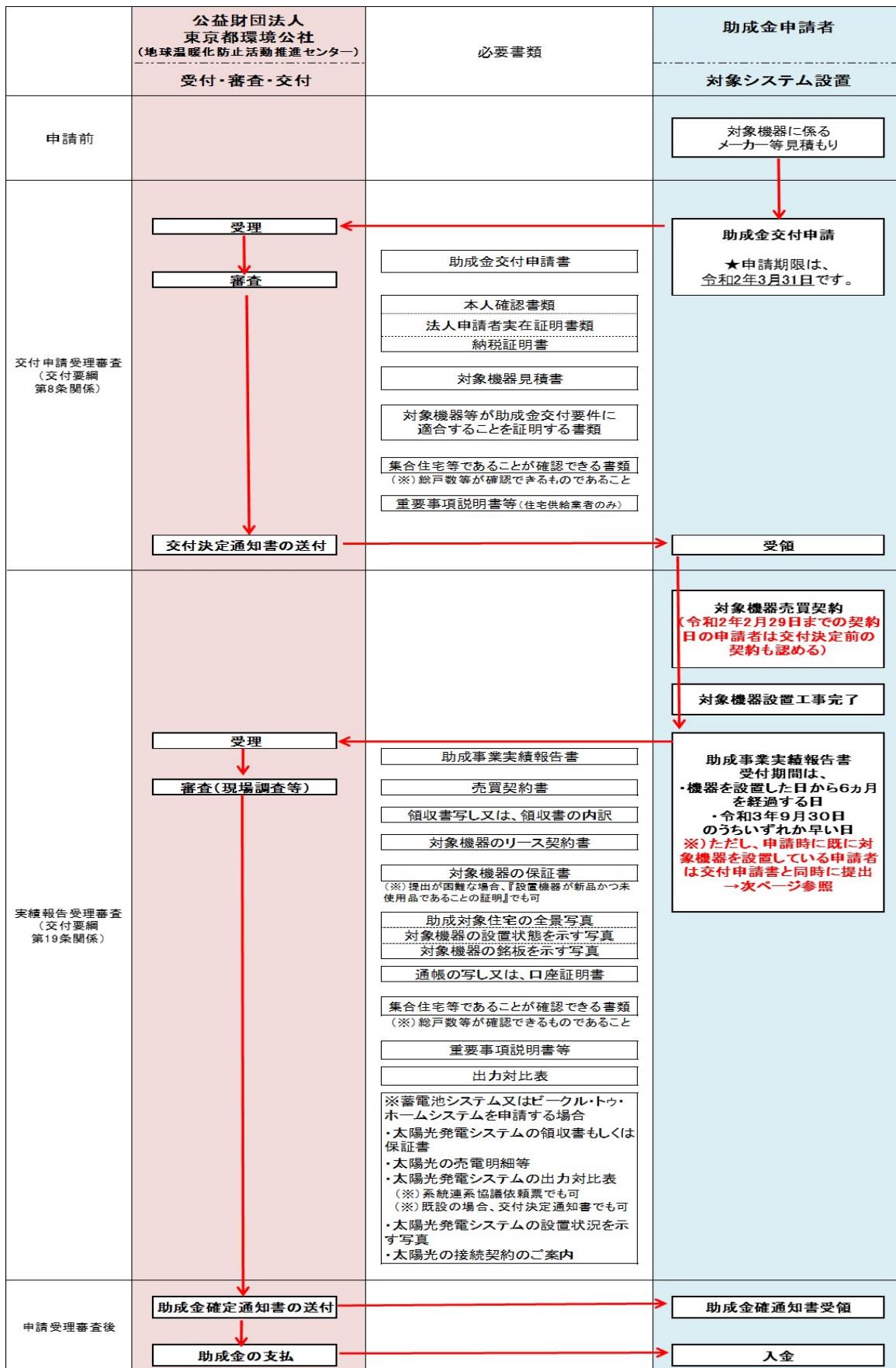
公益財団法人 東京都環境公社

個人又は法人で申請される方は、

本ページ及び申請書類・必要添付書類リストをご確認ください。

《申請手続きの流れ》

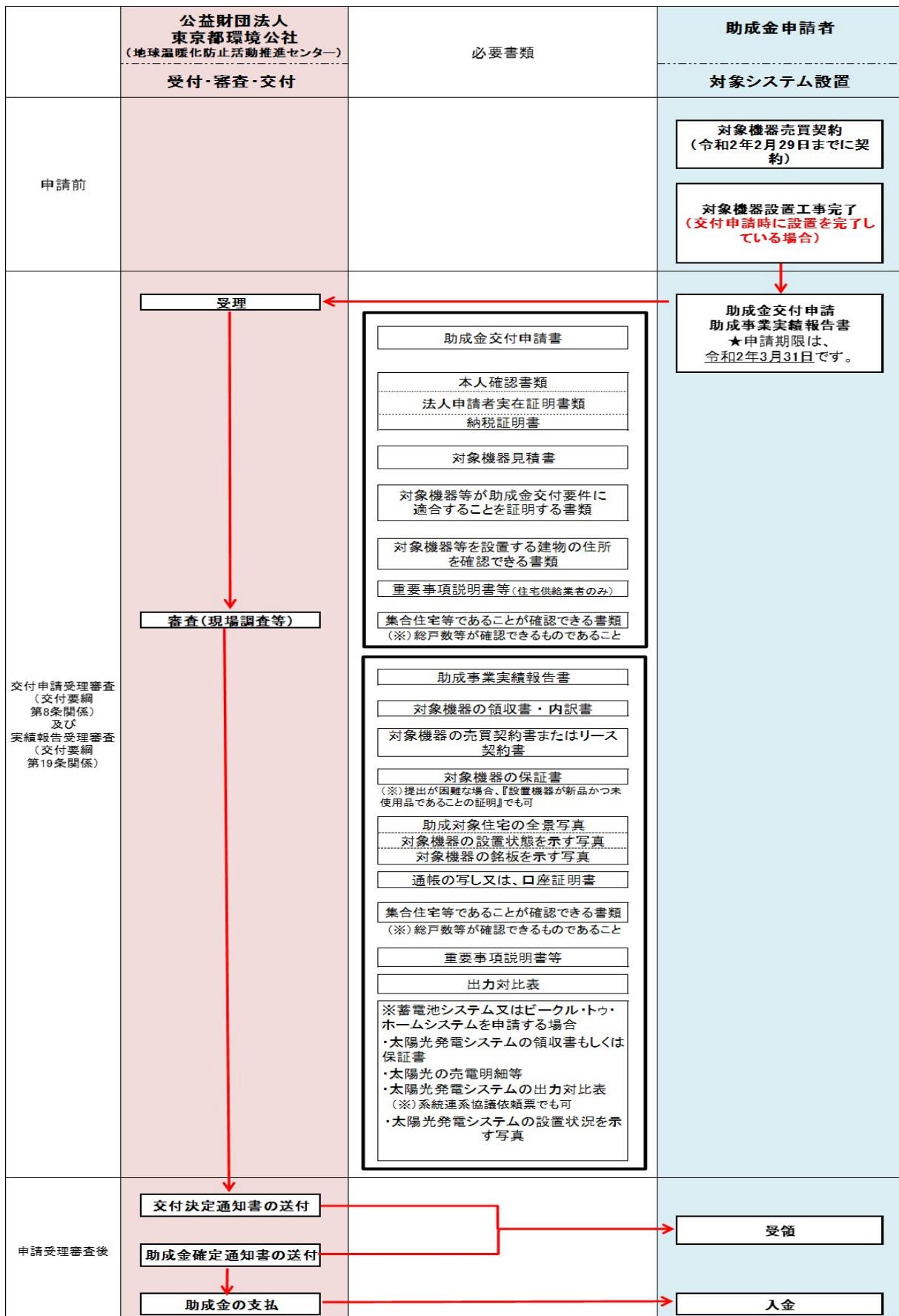
【助成金交付要綱第8条/第19条第1項1、3】



《申請手続きの流れ》

【助成金交付要綱第8条/第19条第1項2】

(令和2年2月29日までに契約を行っており、交付申請時に対象機器の設置を完了している場合)



○ 本手引きにおける参照ページ一覧

本助成金は、蓄電池システム、ビークル・トウ・ホームシステム、家庭用燃料電池(エネファーム)を設置する個人や法人等に対して、その経費の一部を助成するものです。

助成対象者は、本手引きに記載する助成要件等を十分ご理解いただいた上で、以下の申請区分により、助成金の申請を行っていただくようお願ひいたします。

◆ 助成対象者	… 6 ページ
◆ 助成対象機器	… 6~9 ページ
◆ 助成金の交付額	… 10 ページ
◆ 交付の申請について	… 11 ページ
◆ 申請書類・必要添付書類チェックリスト	… 12~15 ページ
◆ 助成金交付の条件	… 16 ページ
◆ 実績の報告について	… 18 ページ
◆ 実績報告書・必要添付書類リスト	… 20~27 ページ
◆ 申請書の送付先	… 55 ページ

◆ 下記①~④の各申請区分において、助成金の申請を行うことができます。

① 個人の方が対象機器等を購入して、申請される場合

(個人、マンション管理組合の代表者、個人の賃貸マンションオーナー等に対して助成金を交付します。)

- ✓ 申請書類・必要添付書類チェックリスト…本手引き 12 ページ
- ✓ 実績報告書・必要添付書類リスト…本手引き 20~21 ページ
- ✓ 申請様式の記載例・添付書類(個人申請の場合)…本手引き 32~36 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に(必ずお読みください。)…本手引き 44~54 ページ

② 個人の方がリース等を活用する場合

(リース事業者等との共同申請により、リース事業者等に対して助成金を交付します。)

- ✓ 申請書類・必要添付書類チェックリスト…本手引き 13 ページ
- ✓ 実績報告書・必要添付書類リスト…本手引き 22~23 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に(必ずお読みください。)…本手引き 44~54 ページ

③ 法人が対象機器等を購入して、申請される場合

(法人、マンション管理組合法人、社宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等に対して助成金を交付します。)

- ✓ 申請書類・必要添付書類チェックリスト…本手引き 14 ページ
- ✓ 実績報告書・必要添付書類リスト…本手引き 24~25 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に(必ずお読みください。)…本手引き 44~54 ページ

④ 法人がリース等を活用する場合

(リース事業者等との共同申請により、リース事業者等に対して助成金を交付します。)

- ✓ 申請書類・必要添付書類チェックリスト…本手引き 15 ページ
- ✓ 実績報告書・必要添付書類リスト…本手引き 26~27 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に(必ずお読みください。)…本手引き 44~54 ページ

※設置日は、領収書その他その購入を示す事実を証する書類に記載された領収日とします。

※助成対象経費は、助成金交付申請を受けて公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器の売買契約又はリース契約を締結するものに限ります。

ただし以下の場合においては、機器設置後、又は契約締結後に助成金の申請を行うことができます。

・交付要綱第8条/第19条第1項2

⇒令和2年2月29日までに契約を締結し、交付申請時に対象機器等の設置が完了している場合、対象機器等の設置後申請を認めます。ただし、助成金交付申請書と実績報告書を同時に提出しなければなりません。

・交付要綱第8条/第19条第1項3

⇒令和2年2月29日までに対象機器等の売買契約等を締結している場合、対象機器等の契約後申請を認めます。なお、実績報告書の提出については本手引き 19 ページを参照ください。

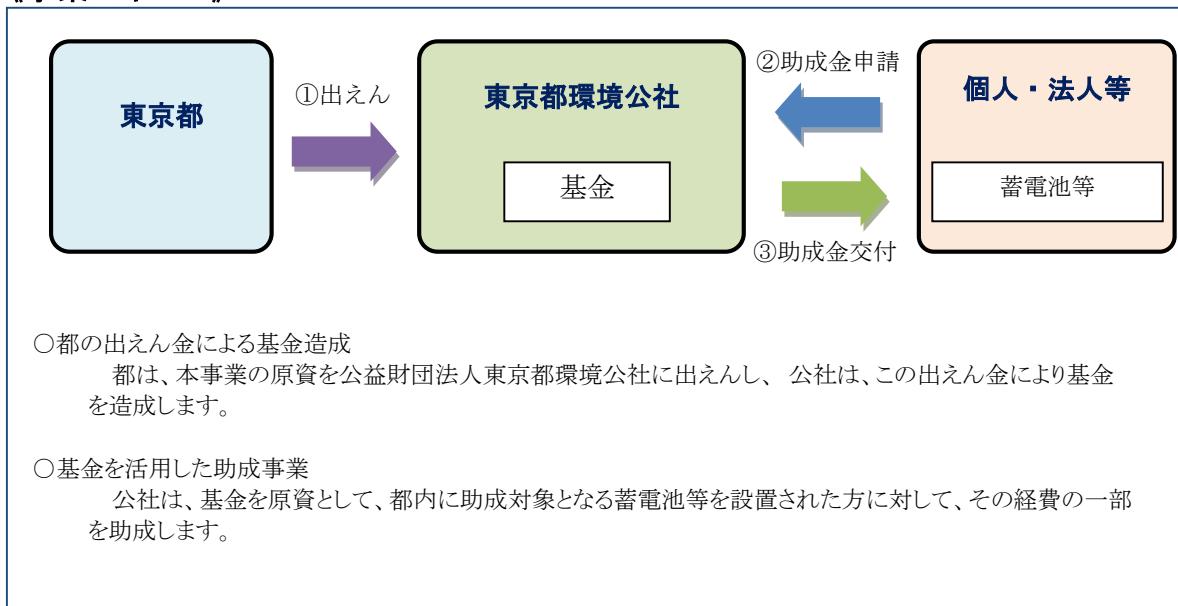
1.1 事業概要

《家庭に対する蓄電池等補助について》

家庭に対する蓄電池等補助(以下「本事業」という。)とは、公社が令和元(2019)年度から令和3(2021)年度において、蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームシステム、家庭用燃料電池(エネファーム)を都内の住宅に設置する方に対して、その経費の一部を助成することにより、家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上を図ることを目的とするものです。

この事業の実施については、「家庭に対する蓄電池等補助実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)及び「家庭に対する蓄電池等補助助成金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて行われますので、本事業に申請される方は、これらについてもご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

《事業スキーム》



1.2 助成対象者 (交付要綱第3条参照)

公社が定める要件に適合する助成金の交付対象となる機器等(以下「対象機器等」という。)を所有し都内の住宅に設置する個人又は法人、所有する対象機器等を他の者の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人、その他マンション管理組合の管理者及び管理組合法人が、本助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)になります。

なお、国及び地方公共団体等の公的な団体は、助成金交付の対象とはなりません。

- * 助成対象者は、個人、法人を問いません。個人が申請する場合、リース事業者等が個人と共に申請する場合、法人が申請する場合、リース事業者等が法人と共に申請をする場合の、合計4パターンの助成金交付申請様式(助成金交付要綱:第1号様式～第4号様式)を定めています。助成対象者に対応する様式を使用し、交付申請を行ってください。(交付要綱第8条関係)
- * 都内にお住まいではない方であっても、都内に対象機器等を設置した場合は、申請可能です。
- * 対象機器等から供給される電力等を使用する住宅において、当該助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に対象機器等を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている個人又は法人となります。
- * 対象機器等について、助成対象住宅の区分所有者全員の共有に属する場合には、当該建物における、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人が助成対象者となります。
- * 賃貸住宅のオーナーが対象機器等を設置し、入居者が電力需給契約を締結している場合など、助成対象者と電力需給契約者は異なっていてもかまいません。ただし、この場合は、対象機器等を所有している賃貸オーナーが、申請するものとします。
- * リース等により対象機器等を設置した場合は、当該機器の所有権を有するリース事業者等を助成対象者とします。
- * 新築分譲マンション等については、助成対象住宅の所有者(住宅購入者)や管理組合等に対して、対象機器等の所有権が引き継がれることを証する書類(重要事項説明書等)が提出できる場合、住宅供給事業者による、交付申請が可能です。(交付要綱第22条関係)
- * 税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であることとします。

1.3 助成対象機器等 (交付要綱第4条、第5条参照)

対象機器等は、以下の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定に当たっては、「1.9 助成金交付の条件」に定める事項を満たすこととします。

(公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成事業において助成を受けたものを除く。

また、対象機器等に対して東京都出資の他の補助金・助成金を受けている場合、基本的には併給できません。ご確認ください。)

(1) 蓄電池システム

- ア 蓄電容量1kWh当たりの機器費が20万円以下であること。
イ 国が、平成28(2016)年度以降実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)により登録されているものであること。

・SIIホームページ <https://sii.or.jp/>

- ウ 対象機器を購入した際の領収書の日付(領収日)が、令和元(2019)年8月10日から令和3(2021)年9月30日までのものであること。

- エ 都内に新規に設置されたものであること。

- オ 未使用品であること。

- カ 対象機器から供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)で使用されていること。

- キ 太陽光発電システムと同時期に導入、又は既に導入されていること。

※太陽光発電システムについては、当該システムを構成するモジュールが次のいずれかの認証を受けていること。

- (ア) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)による認証

・JETホームページ <http://www.jet.or.jp/products/solar/>

- (イ) 国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証。

※既に太陽光発電システムを導入している場合で、上記(ア)又は(イ)のいずれの認証を受けておらず、かつ過去に国、東京都又は公益財団法人東京都環境公社により住宅用太陽光発電システムの助成金の対象であった場合は、当該助成金の交付決定通知書(写し)、又は売電明細等(再生可能エネルギー発電事業計画認定を受けていることを証する)を提出することにより、助成要件を満たすこととします。

- * 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象機器等から供給される電力を使用する場合も対象となります。
- * 対象機器等を電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。
- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器等を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器から供給される電力を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象となりません。
- * 対象機器等を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器等の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書3/3ページ目に記載されている<同意事項>を必ず確認してください。)

(2) ピークル・トゥ・ホームシステム

- ア 国が平成26(2014)年度以降実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの又は同等程度の性能を持つもので公社が認めるものであること。

・一般社団法人性世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>

- イ 対象機器等を購入した際の領収書に記載された日付(領収日)が、令和元(2019)年8月10日から令和3(2021)年9月30日までのものであること。

- ウ 都内に新規に設置されたものであること。

- エ 未使用品であること。
- オ 対象機器から供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)で使用されていること。
- カ 太陽光発電システムと同時期に導入、又は既に導入されていること。

※太陽光発電システムについては、当該システムを構成するモジュールが次のいずれかの認証を受けていること。

(ア) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)による認証

・JET ホームページ <http://www.jet.or.jp/products/solar/>

(イ) 国際電気標準会議(IEC)の IECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証。

※既に太陽光発電システムを導入している場合で、上記(ア)又は(イ)のいずれの認証を受けておらず、かつ過去に国、東京都又は公益財団法人東京都環境公社により住宅用太陽光発電システムの助成金の対象であった場合は、当該助成金の交付決定通知書(写し)、又は売電明細等(再生可能エネルギー発電事業計画認定を受けていることを証する)を提出することにより、助成要件を満たすこととします。

- * 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象機器等から供給される電力を使用する場合も対象となります。
- * 対象機器等を電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。
- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器等を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器等から供給される電力を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象となりません。
- * 対象機器等を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器等の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書3／3ページ目に記載されている<同意事項>を必ず確認してください。)

(3) 家庭用燃料電池(エネファーム)

ア 家庭用燃料電池(エネファーム)は、国が平成 28(2016)年度以降実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)により登録されているものであって停電時発電継続機能(※)を有するものであること。

(※)当該機能が外付け型の場合も助成対象となります。

・FCA ホームページ <http://www.fca-enefarm.org>

イ 対象機器を購入した際の領収書の日付(領収日)が、令和元(2019)年 8 月 10 日から令和 3 (2021)年 9 月 30 日までのものであること。

ウ 都内に新規に設置されたものであること。

エ 未使用品であること。

オ 対象機器から供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)で使用されていること。

- * 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象機器等から供給される電力を使用する場合も対象となります。

- * 対象機器等を電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。

- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器等を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器等から供給される電力を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象となりません。
- * 対象機器等を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書3／3ページ目に記載されている<同意事項>を必ず確認してください。)

1.4 助成対象経費（交付要綱第6条参照）

- ①助成対象経費は、助成金交付申請を受けて公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器の売買契約又はリース契約を締結するものに限ります。（ただし、令和元年8月10日から令和2年2月29日までに対象機器を設置し、又は令和2年2月29日までに売買契約若しくはリース契約を締結し、かつ令和2年3月31日までに交付申請を行ったものに限り、設置後又は契約後の申請であっても助成対象経費となります。）
- ②対象機器等の設置後6ヶ月を経過する日又は令和3年9月30日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することで、助成金を確定し、公社から助成対象者に助成金を支払います。

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

（1）蓄電池システム

機器費（設備機器の購入等に要する費用。工事費・消費税除く。）（注1）

（2）ビークル・トウ・ホームシステム

機器費（設備機器の購入等に要する費用。工事費・消費税除く。）

（3）家庭用燃料電池（エネファーム）

機器費（設備機器の購入等に要する費用。工事費・消費税除く。）（注2）

（注1）蓄電池システムの助成対象経費

蓄電池システムの機器費（設備機器の購入等に要する費用）

蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等の助成対象機器に付随するものに限ること。）の両方を備えたもの。

※付帯設備（キュービクル、計測・表示装置等）、工事費（基礎工事、据付・配線工事等）は除きます。

（注2）家庭用燃料電池（エネファーム）の助成対象経費

費目	助成対象設備	助成対象経費
機器費	燃料電池ユニット	燃料電池ユニット本体（燃料処理装置、空気供給装置、スタック、インバータ、熱回収装置、脱硫器、パワーコンディショナー、水処理装置、同梱品の電流センサー（CTセンサー）、燃料電池運転操作等）及び特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用
	貯湯ユニット	貯湯ユニット本体（貯湯槽、貯湯槽一体型バックアップバーナー、貯湯ユニット制御装置等）及び特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用
	付属品他	貯湯槽分離型バックアップバーナー、台所リモコン、風呂リモコン、配管カバー、据置台の購入及び製造事業者もしくは機器販売会社が行う燃料電池システム試運転に係る費用、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用

※設置に要する以下の工事費は助成対象とはなりませんのでご注意ください。

（助成対象外の経費）

工事費	配線・配線器具の購入・据付	分電盤、消費電力計測信号線（CT線）、同梱品以外の電流センサー（CTセンサー）、リモコン配線、発電電力供給電線、貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップバーナー電源用屋外コンセント、貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップバーナー電源線、ユニット間通信線、貯湯槽分離型バックアップバーナー通信線、アース線及び前記電気設備の設置に係る付属部材、電気支持部材及び前記設置等に係る人件費
	配管・配管器具の購入・据付	ユニット間の熱回収配管、貯湯槽分離型バックアップバーナー接続配管、熱回収配管及び貯湯槽分離型バックアップバーナー接続配管用継ぎ手、熱回収配管及び貯湯槽分離型バックアップバーナー接続配管固定用部材、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップバーナーの排水配管（オーバーフロー配管及びドレン配管）及び配管設備の設置に係る付属部材、配管支持部材及び前記設置等に係る人件費

	上記工事に付随するその他工事	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップバーナーの基礎(プレキャスト基礎、現場打設又はゲタ基礎)及びアンカーボルト、機器の搬入据付(重機及び重量とび等による特殊搬入費用を含む)、搬入経路確保に要する費用、設置に必要な支持部材、配管カバー、据置台、リモコン及び特殊排気カバーの取付費用、寒冷地及び塩害対策に係る費用、設置工事会社が行う試運転、系統連系協議書類作成及び立会い費用、前記設置等に係る人件費及び諸経費(直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、間接経費等)
--	----------------	--

* 家庭用燃料電池(エネファーム)設置工事に直接関係しない経費として、助成対象外となる経費の例

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| × 既設給湯器、エアコン室外機等の撤去費用 | × 衛生器具設備工事 |
| × 暖房配線・配管工事 | × 追い焚き配管工事 |
| × 給水・給湯配管工事 | × ガス配管工事 |
| × バルク供給システム設備工事 | × 助成対象機器の輸送・運搬費 |
| × 家のしゅん工検査立会い費 | × 本助成金の申請手続きに係る経費 |
| × 助成対象機器等のメンテナンス経費 | |

1.5 助成金の交付額 (交付要綱第7条参照)

本助成金の交付額は、対象機器等の種類ごとに、次に定める金額(いずれも千円未満切り捨て)とします。

(1) 蓄電池システム

助成対象経費の2分の1の額とします。

ただし、1戸当たりの上限額は次のいずれか小さい額とします。

- ① 1kWh 当たり 100,000 円に、SII に登録された蓄電容量(キロワット時を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)を乗じて得た額
- ② 600,000 円

(2) ピークレット・トゥ・ホームシステム

助成対象経費の2分の1の額とします。

ただし上限額は、1台当たり、300,000 円とします。

(3) 家庭用燃料電池(エネファーム)

助成対象経費の5分の1の額とします。

ただし、1台当たりの交付額の上限額は、戸建住宅に設置する場合は 100,000 円。集合住宅に設置する場合は 150,000 円とします。

1.6 助成金交付に係る交付申請 (交付要綱第8条、第9条参照)

(1) 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下、「助成対象者」という。)は、次の表の第一欄に規定する助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成対象者又は助成対象者から依頼された手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/chikudenchitou-hojo/ download/>

※蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームシステムの申請にあたっては、太陽光発電システムとの同時導入、又は既に導入されていることが助成要件となります。

第一欄 申請者=対象機器等の 購入者(所有者)	第二欄 申請書類
(a) 個人である所有者 (個人、マンション管理組合の代表者、個人の賃貸マンションオーナー等)	1 家庭に対する蓄電池等補助 助成金交付申請書(個人用)【第1号様式】 2 本手引き 12 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(b) 個人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 家庭に対する蓄電池等補助 助成金交付申請書 (個人(共同申請)用)【第2号様式】 2 本手引き 13 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(c) 法人である所有者 (法人、マンション管理組合法人、社宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等)	1 家庭に対する蓄電池等補助 助成金交付申請書(法人用)【第3号様式】 2 本手引き 14 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(d) 法人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 家庭に対する蓄電池等補助 助成金交付申請書 (法人(共同申請)用)【第4号様式】 2 本手引き 15 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)

各様式の作成要領、添付書類に関する注意点については、本手引き 44 ページ以降をご確認いただき、申請に当たっては書類不備がないようご協力をお願いいたします。

(2)申請受付期間

本助成金の交付申請は、以下の日までに申請してください。なお、申請受付期間内に申請書類が公社に到着しない場合、申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

・令和 2(2020)年 1 月 15 日から令和 2(2020)年 3 月 31 日(17 時公社必着)まで

(3)対象機器ごとの予算規模

・蓄電池システム:42億円

・ビークル・トゥ・ホームシステム:450万円

・家庭用燃料電池(エネファーム):7億2500万円

※公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合には、提出された申請書の中で抽選を行います。

申請書類・必要添付書類リスト

(a) 個人である所有者の方 (申請書記載例は32ページ以降参照、書類作成上の留意事項は44ページ以降参照。)

必要書類						備考	
提出書類名称		確認事項	蓄	エネ	V2H		
1 第1号様式 「助成金交付申請書(個人用)」		<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年8月10日から令和3年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 ・本助成金の交付申請を令和2年1月15日から令和2年3月31日までに行うこと。 ・押印欄は認印を押印してください。 	●	●	●	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・契約日が令和2年2月29日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、実績報告書も同時に提出してください。 ・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請 	
2 申請者(個人)本人確認書類		<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいづれか一つの写しであること <ul style="list-style-type: none"> ①運転免許証、②健康保険証、③住民基本台帳カード、④パスポート、⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳、⑦療育手帳、⑧精神障害者保健福祉手帳 ※日本で発行されたものであること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要 ※有効期限内のものであること 	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
3 蓄電池等が交付要綱第4条第1号イ、第2号ア、第3号ア、イの要件に適合することを証明する書類		製品カタログ等(該当ページの写し)	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
4 太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを証明する書類		製品カタログ等(該当ページの写し)	●	●	<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】	
5 太陽光発電システムが既設であることを証明する書類		太陽光発電システムの保証書等(該当ページの写し)	●	●	<input type="checkbox"/>	【太陽光発電システム既設の住宅へ蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】	
6 集合住宅等であることが確認できる書類		販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しなどで総戸数の確認ができるもの	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】
7 設置予定機器の見積書(写し)		<p>以下の内容が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①見積書に発行人(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の「型番」が正確に記載されていること ⑤対象機器等の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること ⑥太陽光発電システムを新設する場合には、太陽光発電システム設置に関する費用を含んでいること。 <p>※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの ※家庭用燃料電池(エネファーム)の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユニットがわかるもの ※太陽光発電の場合は、モジュールの型番がわかるもの</p>	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
8 その他公社が審査に必要と認める書類			●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ピークル・トゥ・ホームシステム

申請書類・必要添付書類リスト

(b) 個人に貸与する貸与者 (書類作成上の留意事項は44ページ以降参照。)

【交付申請】申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用して下さい。

必要書類					備考
提出書類名称	確認事項	蓄	エネ	V2H	
1 第2号様式 「助成金交付申請書(個人共同用)」	・令和元年8月10日から令和3年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 ・本助成金の交付申請を令和2年1月15日から令和2年3月31日までに行うこと。 ・押印欄について、対象機器の使用者は認印、対象機器の所有者は代表取締役印を押印してください。	●	●	●	<input type="checkbox"/> ・リース契約日が令和2年2月29日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、実績報告書も同時に提出してください。 ・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2 対象機器使用者(個人)本人確認書類	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証、②健康保険証、③住民基本台帳カード、④パスポート、⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳、⑦療育手帳、⑧精神障害者保健福祉手帳 ※日本で発行されたものであること ※記載内容がはつきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要 ※有効期限内のものであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>
3 対象機器等所有権者(リース事業者等)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>
4 対象機器等所有権者(リース事業者等)納税証明書	・法人都民税に係るもの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	●	●	●	<input type="checkbox"/> ・直近1期分を提出すること
5 蓄電池等が交付要綱第4条第1号イ、第2号ア、第3号ア、イの要件に適合することを証明する書類	製品カタログ等(該当ページの写し)	●	●	●	<input type="checkbox"/>
6 太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを証明する書類	製品カタログ等(該当ページの写し)	●		●	<input type="checkbox"/> 【蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】
7 太陽光発電システムが既設であることを証明する書類	太陽光発電システムの保証書等(該当ページの写し)	●		●	<input type="checkbox"/> 【太陽光発電システム既設の住宅へ蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】
8 集合住宅等であることが確認できる書類	販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しなどで総戸数の確認ができるもの	●	●	●	<input type="checkbox"/> 【集合住宅として申請を行う場合】
9 設置予定機器の見積書(写し)	以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の「型番」が正確に記載されていること ⑤対象機器等の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること ⑥太陽光発電システムを新設する場合には、太陽光発電システム設置に関する費用を含んでいること。 ※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの ※家庭用燃料電池(エネファーム)の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユニットがわかるもの ※太陽光発電の場合は、モジュールの型番がわかるもの 【リース業者が申請者となる場合のみ】 ・リース料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・リース契約期間が、対象機器等の法定耐用年数以上であること	●	●	●	<input type="checkbox"/>
10 その他公社が審査に必要と認める書類		●	●	●	<input type="checkbox"/>

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ピークル・トゥ・ホームシステム

申請書類・必要添付書類リスト

(c) 法人である所有者 (書類作成上の留意事項は 44 ページ以降参照。)

【交付申請】申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		確認事項	蓄	エネ	V2H	チェック欄	備考
1 第3号様式 「助成金交付申請書(法人用)」		・令和元年8月10日から令和3年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 ・本助成金の交付申請を令和2年1月15日から令和2年3月31日までに行うこと。 ・押印欄は会社印、代表取締役印、認印を押印してください。	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
2 申請者(法人)実在証明書類		・以下のうちいざれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
3 納税証明書		・法人市民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・直近1期分を提出すること
4 蓄電池等が交付要綱第4条第1号イ、第2号ア、第3号ア、イの要件に適合することを証明する書類		製品カタログ等(該当ページの写し)	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
5 太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを証明する書類		製品カタログ等(該当ページの写し)	●		●	<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】
6 太陽光発電システムが既設であることを証明する書類		太陽光発電システムの保証書等(該当ページの写し)	●		●	<input type="checkbox"/>	【太陽光発電システム既設の住宅へ蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】
7 集合住宅等であることが確認できる書類		販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しなどで総戸数の確認ができるもの	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】
8 設置予定機器の見積書(写し)		以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の「型番」が正確に記載されていること ⑤対象機器等の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること ⑥太陽光発電システムを新設する場合には、太陽光発電システム設置に関する費用を含んでいること ※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの ※家庭用燃料電池(エネファーム)の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユニットがわかるもの ※太陽光発電の場合は、モジュールの型番がわかるもの	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
9 重要事項証明書(案)		・対象対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・交付要綱第12条4号に規定するエネルギー使用状況等の報告が図られるよう記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第12条、第21条及び第22条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること(参考:「手続きの手引き」の29 ページの記載例)	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・住宅供給業者が交付申請する場合に必要 ・交付申請時は案文を提出すること
10 その他公社が審査に必要と認める書類			●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ピークル・トゥ・ホームシステム

申請書類・必要添付書類リスト

(d) 法人に貸与する貸与者 (書類作成上の留意事項は本手引き 44 ページ以降参照。)

【交付申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類						備考
提出書類名称	確認事項	蓄	エネ	V2H	チェック欄	
1 第4号様式 「助成金交付申請書(法人共用)」	・令和元年8月10日から令和3年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 ・本助成金の交付申請を令和2年1月15日から令和2年3月31日までに行うこと。 ・押印欄は会社印、代表取締役印、認印を押印してください。	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・リース契約日が令和2年2月29日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、実績報告書も同時に提出してください。 ・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2 対象機器等使用者(法人)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
3 対象機器等使用者(法人)納税証明書	・法人都民税に係るもの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・直近1期分を提出すること
4 対象機器等所有権者(リース事業者等)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
5 対象機器等所有権者(リース事業者等)納税証明書	・法人都民税に係るもの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・直近1期分を提出すること
6 蓄電池等が交付要綱第4条第1号イ、第2号ア、第3号ア、イの要件に適合することを証明する書類	製品カタログ等(該当ページの写し)	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
7 太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを証明する書類	製品カタログ等(該当ページの写し)	●		●	<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はビーグル・トウ・ホームシステムを申請する方のみ】
8 太陽光発電システムが既設であることを証明する書類	太陽光発電システムの保証書等(該当ページの写し)	●		●	<input type="checkbox"/>	【太陽光発電システム既設の住宅へ蓄電池システム又はビーグル・トウ・ホームシステムを申請する方のみ】
9 集合住宅等であることが確認できる書類	販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しなどで総戸数の確認ができるもの	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】
10 設置予定機器の見積書(写し)	以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の「型番」が正確に記載されていること ⑤対象機器等の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること ⑥太陽光発電システムを新設する場合には、太陽光発電システム設置に関する費用を含んでいること。 ※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの ※家庭用燃料電池(エネファーム)の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユニットがわかるもの ※太陽光発電の場合は、モジュールの型番がわかるもの 【リース業者が申請者となる場合のみ】 ・リース料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・リース契約期間が、対象機器等の法定耐用年数以上であること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
11 その他公社が審査に必要と認める書類		●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ビーグル・トウ・ホームシステム

1.7 手続代行者（交付要綱第10条参照）

助成対象者は、本手引き11ページ「1.6 助成金交付に係る交付申請」による助成金の交付申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することができます。

助成金の交付申請に係る手続の代行を行う者（以下、「手続代行者」という。）は、依頼された手続について誠意をもって実施してください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

- * 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡します。
- * 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。

1.8 助成金の交付決定（交付要綱第11条、第13条参照）

公社は、本手引き11ページ「1.6 助成金交付に係る交付申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付を決定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定通知書を送付します。

- * 助成金の交付決定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成対象者宛てとなります。対象機器等の設置場所が助成対象者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。
- * 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合についても、助成対象者に対し、郵送にてその結果を通知いたします。
- * 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知の受領の日の翌日から起算して7日以内に、申請の撤回をすることができます。（助成金交付要綱第13条参照）一度申請を撤回した対象機器等については、再申請はできませんのでご了承ください。

1.9 助成金交付の条件（交付要綱第12条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。他の条件については、交付要綱第12条を参照してください。

（1）エネルギー使用状況等の報告

申請者は、助成対象住宅における当該機器等設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用に係る情報等について、公社が報告を求めた場合は、これに応じることとします。

- * 対象機器設置後、公社より、『対象機器利用に関するアンケート』(仮称)を送付する場合があります。アンケート等の様式に沿って、電気使用量等の報告を行っていただくようお願いします。
- * 上記アンケートについて、申請者と対象機器等を使用する者が異なる場合は、助成金交付申請書に記載された、対象機器等使用者を代表する方に対して送付します。

(2)現地調査への協力

公社は、対象機器等の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。

申請者は、対象機器等から供給される電力等を使用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書3／3ページ目に記載されている＜同意事項＞を必ずご確認ください。)

(3)公社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に対して提供することに同意した上で、助成金の交付申請を行うものとします。

なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

(4)助成対象住宅の所有者の承諾

助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象機器等を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請するものとします。

(5)安全性等の確認

助成対象機器等について立地上又は構造上危険な状態がないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また、助成対象者に対して、公社が求めた場合には、対象機器等の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

2.1 実績の報告(交付要綱第19条参照)

(1)助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者(以下、「助成事業者」という。)は、次の表の第一欄に規定する助成事業者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成事業者又は手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/chikudenchitou-hojo/download/>

第一欄 申請者=対象機器等の 購入者(所有者)	第二欄 申請書類
(a) 個人である所有者 (個人、マンション管理組合の代表者、個人の賃貸マンションオーナー等)	1 家庭に対する蓄電池等補助助成事業実績報告書(個人用)【第12-1号様式】 2 本手引き 20~21 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(b) 個人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 家庭に対する蓄電池等補助助成事業実績報告書(個人(共同申請)用)【第12-2号様式】 2 本手引き 22~23 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(c) 法人である所有者 (法人、マンション管理組合法人、住宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等)	1 家庭に対する蓄電池等補助助成事業実績報告書(法人用)【第12-3号様式】 2 本手引き 24~25 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(d) 法人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 家庭に対する蓄電池等補助助成事業実績報告書(法人(共同申請)用)【第12-4号様式】 2 本手引き 26~27 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)

各様式の作成要領、添付書類に関する注意点については、本手引き 44 ページ以降をご確認いただき、提出に当たっては書類不備がないようご協力をお願いいたします。

(2) 実績報告受付期間

実績報告は、以下の日までに提出してください。なお、受付期間内に実績報告書類が公社に到着しない場合、助成金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

①公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器の売買契約又はリース契約を締結するもの

・対象機器等を設置した日(領収日)から6ヶ月を経過する日又は令和3(2021)年9月30日(17時公社到着)のいずれか早い日まで

②令和元(2019)年8月10日から令和2(2020)年2月29日までに助成対象機器が設置されているもの

・交付申請時に設置済みの場合、交付申請を行う日と同じ日(令和2年3月31日まで)

③令和 2(2020)年 2 月 29 日までに売買契約又はリース契約を締結しているもの

- ・交付申請時に対象機器が未設置の場合、助成対象機器を設置した日から6ヶ月を経過する日又は、
令和 3(2021)年 9 月 30 日(17 時公社到着)のいずれか早い日まで
- ・令和 2 年 3 月 31 日までの交付申請時に対象機器が設置済みの場合、交付申請を行う日と同じ日
(令和 2 年 3 月 31 日まで)

(3) 「1.8 助成金の交付決定」により交付決定した対象機器等について

新製品の販売等により異なる型式の機器等を設置した場合は、公社が別に定める様式に従い、変更申請書及び変更後の見積書を提出してください。型式の変更が認められるのは、「1. 6 助成金交付に係る交付申請」による助成金申請金額を上回らない範囲であること、本事業の助成対象機種であること、が条件です。ただし、対象機器の種類の変更(蓄電池システムから家庭用燃料電池(エネファーム)への変更等)は認められません。

実績報告書・必要添付書類リスト

(a) 個人である所有者の方 (報告書記載例は35ページ以降参照、書類作成上の留意事項は44ページ以降参照。)

【個人申請】 実績報告書・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類	対象機器等				備考
		確認事項	蓄	エネ	V2H	チェック欄	
1	第12-1号様式 「助成金事業実績報告書(個人用)」	・個人が申請する場合の様式	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 契約日が令和2年2月29日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、交付申請書と同時に提出してください。 集合住宅等で、複数戸に對象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	売買等契約書(写し)	・以下の内容が記載されていること。 ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容 ⑤対象機器型番	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。 ただし、契約書の日付が令和2年2月29日までのものは交付決定日以前の契約日でも認める。
3	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	・領収書の日付が令和元年8月10日から令和3年9月30日までの間のものであること ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※1) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但書に③～⑦の記載がない場合は、以下を併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 ただし、契約書の日付が令和2年2月29日までの場合は交付決定日以前の領収日でも認める。 (※1) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることを証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)
5	対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真 (カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの (建物の立地や構造上、1枚に收まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器等が写っていないなくても可 ・対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真的大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
6	対象機器等の設置状態を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真であること ・写真的縦横比は変更しないこと ・1枚に收まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真的大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影のこと ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<p>【家庭用燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの(複数枚可)</p>
7	対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真的大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<p>【家庭用燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること</p>

【対象機器等の表記について】

蓄…蓄電池、エネ…家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H…ビークル・トゥ・ホームシステム、

提出書類名称		必要書類	対象機器等				備考
	確認事項		蓄	エネ	V2H	チェック欄	
8	集合住宅等であることの確認できる書類	・販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数が確認できるもの	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】
9	太陽光発電システムの設置時期が確認できる書類（右欄の書類のうちいざれか）	【太陽光発電システムの領収書】 ・写してあること ・領収日の記載があること。 ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合にはについて は、リース契約書(写し)を提出すること 【太陽光発電システム及び太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはつきりと確認できる写してあること ・使用者控え(お客様控え等)の写してあること ・引渡日等の記載があること	●	●	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 【蓄電池システム又はピーク ル・トゥ・ホームシステムを申 請する方のみ】 ※領収書にあっては領收 日、保証書にあっては引渡 日等を設置日とみなします。 <input type="checkbox"/> ※太陽光発電システムが既 設の場合は、提出不要	
10	太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類（右欄の書類のうちいざれか）	【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メー カー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来 るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の 氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番 号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成 申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型 式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出する こと（本手引き52ページの作成例を参照） 【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはつきりと確認できる写してあること ・使用者控え(お客様控え等)の写してあること <既設の場合> 【国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交 付決定通知書(写し)】 ・助成制度の名称が記載されていること ・助成制度実施団体の代表者の押印があること <既設の場合> 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていること ・買取起算日が助成対象機器の領収日より前のものであること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	●	●	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 【蓄電池システム又はピーク ル・トゥ・ホームシステムを申 請する方のみ】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
11	太陽光発電システムで発電した電力を対象機器等を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類（右欄の書類のうちいざれか）	<新設の場合> 【接続契約のご案内(写し)】 ・太陽光発電システムの系統連携に伴う電力会社との契約締結後の 写し ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・買取起算日の記載があること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	●	●	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 【蓄電池システム又はピーク ル・トゥ・ホームシステムを申 請する方のみ】 <input type="checkbox"/>	
12	出力対比表	【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メー カー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来 るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の 氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番 号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成 申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型 式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出する こと（本手引き52ページの作成例を参照）	●	●	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 【蓄電池システム又はピーク ル・トゥ・ホームシステムを申 請する方のみ】 ※太陽光発電システムが既 設の場合は提出不要 ※「太陽光発電システムが交 付要綱第5条第1項に適合 することを確認できる書類」と して提出する場合は、提出 不要	
13	太陽光発電システムの設置状況を示す書類（カラー）	・太陽光モジュールの設置状況がわかるものであること	●	●	<input type="checkbox"/>		※太陽光発電システムが既 設の場合は、提出不要
14	通帳の写し (表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及 び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 ・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること ・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」 「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、 キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはつきりと確 認できる写してあること	●	●	●	<input type="checkbox"/> 【インターネットバンキング等 で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機 関ホームページのログイン後 の画面)のもので、「金融機 関名(コード)」「支店名(コー ド)」「預金種類」「口座番号」 「カタカナの口座名義人氏 名」が確認出来るものを提出	
15	その他公社が審査に必要と認める書類		●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄…蓄電池システム、エネ…家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H…ピークル・トゥ・ホームシステム

実績報告書・必要添付書類リスト

(b) 個人に貸与する貸与者 (書類作成上の留意事項は44ページ以降参照。)

【個人共同申請】 実績報告書・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		確認事項	対象機器等				備考
			蓄	エネ	V2H	チェック欄	
1	第12-2号様式 「助成事業実績報告書(個人 (共同申請)用)」	・個人に貸与する貸与者が申請する場合の様式	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> リース契約日が令和2年2月29日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、交付申請書と同時に提出してください。 集合住宅等で、複数戸に對象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	売買等契約書(写し)	・以下の内容が記載されていること。 ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容 ⑤対象機器型番	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
3	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	・領収書の日付が令和元年8月10日から令和3年9月30日までの間のものであること(※1) ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但書に③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 ただし、リース契約書の日付が令和2年2月29日までの場合は交付決定日以前の領収日でも認める。 (※1) 領収書に収入印紙がない、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはつきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)
5	対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真 (カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの (建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器等が写っていないなくても可 ・対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真的大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはつきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
6	対象機器等の設置状態を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真であること ・写真的縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真的大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはつきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<p>【家庭用燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの(複数枚可)</p>
7	対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真的大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<p>【家庭用燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること</p>
8	集合住宅等であることの確認できる書類	・販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数が確認できるもの	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】

【対象機器等の表記について】

蓄…蓄電池システム、エネ…家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H…ビークル・トゥ・ホームシステム

必要書類		対象機器等				備考
提出書類名称	確認事項	蓄	エネ	V2H	チェック欄	
9 機器のリース契約証明書(写し)	・リース料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・リース契約期間が、対象機器等の法定耐用年数以上であること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・リース契約書の日付が交付決定日より後のものであること。 ただし、契約書の日付が令和2年2月29日までのものは交付決定日以前の契約日でも認める。
10 太陽光発電システムの設置時期が確認できる書類(右欄の書類のうちいづれか)	【太陽光発電システムの領収書】 ・写してあること ・領収日の記載があること ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合にはについて、リース契約書(写し)を提出すること 【太陽光発電システム及び太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはつきりと確認できる写してであること ・使用者控え(お客様控え等)の写してであること ・引渡し日等の記載があること	●		●	<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】 ※領収書にあっては領収日、保証書にあっては引渡し日等を設置日とみなします。 ※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
11 太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類(右欄の書類のうちいづれか)	【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)とともに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(手引き52ページの作成例を参照) 【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはつきりと確認できる写してであること ・使用者控え(お客様控え等)の写してであること ＜既設の場合＞ 【国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定通知書(写し)】 ・助成制度の名称が記載されていること ・助成制度実施団体の代表者の押印があること ＜既設の場合＞ 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていること ・買取算定日が助成対象機器の領収日より前のものであること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること		●		<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】
12 太陽光発電システムで発電した電力を対象機器等を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類(右欄の書類のうちいづれか)	<新設の場合> 【接続契約のご案内(写し)】 ・太陽光発電システムの系統連携に伴う電力会社との契約締結後の写し ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・買取算定日の記載があること 「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	●	●		<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】
13 出力対比表	【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)とともに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(手引き52ページの作成例を参照)	●	●		<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】 ※太陽光発電システムが既設の場合は提出不要 ※太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類として提出する場合は、提出不要
14 太陽光発電システムの設置状況を示す書類(カラー)	・太陽光モジュールの設置状況がわかるものであること	●		●	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
15 通帳の写し(表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 ・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること ・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはつきりと確認できる写してであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
16 その他公社が審査に必要と認める書類		●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄…蓄電池システム、エネ…家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H…ピークル・トゥ・ホームシステム

実績報告書・必要添付書類リスト

(c) 法人である所有者 (書類作成上の留意事項は44ページ以降参照。)

【法人申請】 実績報告書・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類	対象機器等				備考
		確認事項	蓄	エネ	V2H	チェック欄	
1	第12-3号様式 「助成事業実績報告書(法人用)」	・法人が申請する場合の様式	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・契約日が令和2年2月29日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、交付申請書と同時に提出してください。 ・集合住宅等で、複数戸に對象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	売買等契約書(写し)	・以下の内容が記載されていること。 ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容 ⑤対象機器型番	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。 ただし、契約書の日付が令和2年2月29日までのものは交付決定日以前の契約日でも認める。
3	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	・領収書の日付が令和元年8月10日から令和3年9月30日までの間のものであること ・以下の内容が記載されていること。 ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※1) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但書に③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 ただし、契約書の日付が令和2年2月29日までの場合は交付決定日以前の領収日でも認める。 (※1) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合には、併せてクレジットの契約書等の写しが必要
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は、機器の販売元等が申請者宛に提出したもであること)
5	対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真 (カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの (建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれても可) ・対象機器等が写っていないなくても可 ・対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
6	対象機器等の設置状態を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影のこと ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【家庭用燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの(複数枚可)
7	対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【家庭用燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
8	集合住宅等であることの確認できる書類	・販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数が確認できるもの	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】

【対象機器等の表記について】

蓄…蓄電池システム、エネ…家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H…ビークル・トゥ・ホームシステム

提出書類名称		必要書類	対象機器等				備考
		確認事項	蓄	エネ	V2H	チェック欄	
9	重要事項証明書等 (住宅購入者に提示した原本の該当ページの写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・交付要綱第12条4号に規定するエネルギー使用状況等の報告が図られるよう記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第14条5・6・7号、第21条及び第22条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること（参考：「手続きの手引き」の29ページの記載例） 	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・住宅供給業者が交付申請する場合に必要
10	太陽光発電システムの設置時期が確認できる書類 (右欄の書類のうちいずれか)	<p>【太陽光発電システムの領収書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写してあること ・領収日の記載があること。 <p>※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合にはについてては、リース契約書(写し)を提出すること</p> <p>【太陽光発電システム及び太陽光モジュールの保証書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「メーカー名」「型番」がはつきりと確認できる写してあること ・使用者控え(お客様控え等)の写してあること ・引渡日等の記載があること 	●	<input type="checkbox"/>	●	<input type="checkbox"/>	<p>【蓄電池システム又はピークルートゥ・ホームシステムを申請する方のみ】</p> <p>※領収書にあっては領収日、保証書にあっては引渡日等を設置日とみなします。</p> <p>※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要</p>
11	太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	<p>【出力対比表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること（本手引き52ページの作成例を参照） <p>【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「メーカー名」「型番」がはつきりと確認できる写してあること ・使用者控え(お客様控え等)の写してあること <p><既設の場合></p> <p>【国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定通知書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成制度の名称が記載されていること ・助成制度実施団体の代表者の押印があること <p><既設の場合></p> <p>【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていること ・買取算日が助成対象機器の領収日より前のものであること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 	●	<input type="checkbox"/>	●	<input type="checkbox"/>	<p>【蓄電池システム又はピークルートゥ・ホームシステムを申請する方のみ】</p>
12	太陽光発電システムで発電した電力を対象機器等を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	<p><新設の場合></p> <p>【接続契約のご案内(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの系統連携に伴う電力会社との契約締結後の写し ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること <p>【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買取算日記載があること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 	●	<input type="checkbox"/>	●	<input type="checkbox"/>	<p>【蓄電池システム又はピークルートゥ・ホームシステムを申請する方のみ】</p>
13	出力対比表	<p>【出力対比表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること（本手引き52ページの作成例を参照） 	●	<input type="checkbox"/>	●	<input type="checkbox"/>	<p>【蓄電池システム又はピークルートゥ・ホームシステムを申請する方のみ】</p> <p>※太陽光発電システムが既設の場合は提出不要</p> <p>※太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類として提出する場合は、提出不要</p>
14	太陽光発電システムの設置状況を示す書類(カラー)	・太陽光モジュールの設置状況がわかるものであること	●	●	<input type="checkbox"/>		※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
15	通帳の写し (表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<p>【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】</p> <p>金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはつきりと確認できる写してあること</p>
16	その他公社が審査に必要と認める書類		●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄…蓄電池システム、エネ…家庭用燃料電池(エナファーム)、V2H…ピークルートゥ・ホームシステム

実績報告書・必要添付書類リスト

(d) 法人に貸与する貸与者 (書類作成上の留意事項は本手引き 44 ページ以降参照。)

【法人共同申請】 実績報告書・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類 確認事項	対象機器等				備考
			蓄	エネ	V2H	チェック欄	
1	第12-4号様式 「助成事業実績報告書」(法人 (共同申請)用)	・法人に貸与する貸与者が申請する場合の様式	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・リース契約日が令和2年2月29日までの申請者で、交付申請時に対象機器を設置済みの方は、交付申請書と同時に提出してください。 ・集合住宅等で、複数戸に対する機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2	売買等契約書(写し)	・以下の内容が記載されていること。 ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容 ⑤対象機器型番	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
3	設置機器の領収書(写し) ・領収書の内訳	・領収書の日付が令和元年8月10日から令和3年9月30日までの間のものであること ・以下の内容が記載されていること。 ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び捺印(消印)が確認できるもの(※1) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※ 但書に③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 ただし、リース契約書の日付が令和2年2月29日までの場合は交付決定日以前の領収日でも認めます。 (※1) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であるとの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)
5	対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真 (カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの (建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器等が写っていないなくても可 ・対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
6	対象機器等の設置状態を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開いた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影のこと ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
7	対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
8	集合住宅等であることの確認できる書類	・販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数が確認できるもの	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】
9	機器のリース契約証明書(写し)	・リース料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・リース契約期間が、対象機器等の法定耐用年数以上であること	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・リース契約書の日付が交付決定日より後のものであること。 ただし、契約書の日付が令和2年2月29日までのものは交付決定日以前の契約日でも認める。

【対象機器等の表記について】

蓄…蓄電池システム、エネ…家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H…ビークル・トゥ・ホームシステム

必要書類				対象機器等				備考
提出書類名称		確認事項		蓄	エネ	V2H	チェック欄	
10 太陽光発電システムの設置時期が確認できる書類(右欄の書類のうちいづれか)		【太陽光発電システムの領収書】 ・写してあること ・領収日の記載があること。 ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合にはについて は、リース契約書(写し)を提出すること		●		●	<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】 ※領収書にあっては領収日、保証書にあっては引渡日等を設置日とみなします。
		【太陽光発電システム及び太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはつきりと確認できる写してあること ・使用者控え(お客様控え等)の写してあること ・引渡日等の記載があること						※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
11 太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類(右欄の書類のうちいづれか)		【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(本手引き52ページの作成例を参照)		●		●	<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】
		【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはつきりと確認できる写してあること ・使用者控え(お客様控え等)の写してあること						
		<既設の場合> 【国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定通知書(写し)】 ・助成制度の名称が記載されていること ・助成制度実施団体の代表者の押印があること						
		<直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていること ・買取算日が助成対象機器の領収日より前のものであること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること						
12 太陽光発電システムで発電した電力を対象機器等を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類(右欄の書類のうちいづれか)		<新設の場合> 【接続契約のご案内(写し)】 ・太陽光発電システムの系統連携に伴う電力会社との契約締結後の写し ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること		●		●	<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】
		【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・買取算日の記載があること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること						
13 出力対比表		【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽電池モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽電池モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(本手引き52ページの作成例を参照)		●		●	<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】 ※太陽光発電システムが既設の場合は提出不要 ※「太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類」として提出する場合は、提出不要
14 太陽光発電システムの設置状況を示す書類(カラー)		・太陽光モジュールの設置状況がわかるものであること		●		●	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
15 通帳の写し(表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)		・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 ・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること ・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはつきりと確認できる写してあること		●	●	●	<input type="checkbox"/>	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
16 その他公社が審査に必要と認める書類				●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄…蓄電池システム、エネ…家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H…ビークル・トゥ・ホームシステム

2.2 助成金の確定及び助成金の交付（交付要綱第20条参照）

公社は、本手引き18ページ「2.1 実績の報告」により実績報告を受けた後、当該実績報告の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金額を確定します。

本助成金額の確定後、助成事業者に対して助成金確定通知書を送付し、助成金を支払います。

- * 助成金の確定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成事業者宛てとなります。対象機器等の設置場所が助成事業者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。

2.3 管理、譲渡等の報告等（交付要綱第16、22条参照）

助成事業者は、以下のとおり対象機器等の管理を行い、(2)～(3)に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- (1) 助成事業者は、対象機器等について、対象機器等の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。この場合において、助成事業者は、対象機器等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければなりません。
- (2) 法定耐用年数の期間に、助成事業者の氏名、住所等の変更が生じた場合は、速やかに助成事業者は、助成事業者情報の変更届出書（第10号様式）を公社に提出しなければなりません。
- (3) 法定耐用年数の期間に、対象機器等の譲渡等（交付要綱第21条第1項に規定する譲渡を除く。）により当該対象機器等の所有者を変更した場合は、助成事業者及び当該変更後の所有者は、当該変更が生じた日から30日以内に、助成対象機器等所有者変更届（第14号様式）を公社に提出しなければなりません。この場合において、助成事業者における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとします。

* 対象機器等の法定耐用年数は以下のとおりです。

- ・蓄電池システム（6年）
- ・ビーコル・トウ・ホームシステム（8年）
- ・家庭用燃料電池（エネファーム）（6年）

* 助成事業者は、対象機器等の所有権を移転させる場合には、変更後の所有者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

2.4 住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等（交付要綱第22条参照）

- (1) 助成事業者が住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。）である場合において、当該住宅供給事業者が助成対象機器等を設置した新築分譲住宅等（以下「助成新築分譲住宅等」という。）を販売し、助成対象機器等の所有権が当該助成新築分譲住宅等を購入した者（以下「譲受者」という。）に移転したときは、当該住宅供給事業者及び譲受者は、当該機器の所有権が移転した日から30日以内に、助成対象機器等所有者変更届（第14号様式）を公社に提出しなければなりません。

(2)(1)の場合においては、助成事業者における助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は譲受者に移転します。

(3)助成新築分譲住宅等を販売する住宅供給事業者は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に(2)に規定する内容を記載し、譲受者がこの内容に反することないよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

(重要事項説明書記載例) ※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが、以下の内容について原則全て反映させてください。

蓄電池システム、家庭用燃料電池（エネファーム）、ピーク・トゥ・ホームシステム（以下「助成対象機器等」という。）は、公益財団法人 東京都環境公社（以下「公社」という。）より「家庭に対する蓄電池等補助」の助成金を受けています。助成対象機器等を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器等の管理を行い、⑤～⑥、⑧に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 譲受者（以下「買主」という。）は、助成対象機器等を設置する住宅における当該機器等設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用に係る情報等について、都が報告を求めたときは、別に定める方法によりこれに応じること。
- ② 公社の指定する者が助成対象機器等の稼働状況の現地調査等を行う場合は、買主は、当該現地調査等に協力すること。
- ③ 集合住宅に助成対象機器等を設置した場合（助成対象機器等が各戸に設置される場合を除く。）は、買主は、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。
- ④ 買主は、助成対象機器等について、助成対象機器等の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。蓄電池システム：6年、ピーク・トゥ・ホームシステム：8年、家庭用燃料電池（エネファーム）：6年）において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象機器等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ⑤ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から速やかに、買主は、助成事業者情報の変更届出書（第10号様式）を公社に提出しなければならない。
- ⑥ 法定耐用年数の期間に、助成対象機器等の譲渡等により当該対象機器等の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、買主及び当該変更後の所有者は、助成対象機器等所有者変更届（第14号様式）を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑦ 買主は、公社の承認を受けないで、助成対象機器等の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑧ 買主は、助成対象機器等の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第15号様式）を、公社に提出するものとする。
- ⑨ 公社は、助成対象機器等の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。
- ⑩ 買主は、前文の承認を受けて助成対象機器等の処分をし、収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の金額を公社に納付しなければならない。

(4)住宅供給事業者は、新築分譲住宅等の販売後、譲受者が第12条及び第21条から第30条までの義務の順守を行うよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

2.5 財産の処分（交付要綱第21条参照）

助成事業者は、以下のとおり対象機器等の処分について制限がありますので、ご注意ください。

- (1) 助成事業者は、公社の承認を受けないで、対象機器等の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしてはなりません。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りではありません。
- (2) 助成事業者は、(1)本文の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第20号様式）を、公社に提出するものとします。
- (3) 公社は、(2)の申請を受けたときは、速やかに(1)本文の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を(2)の申請をした者に通知するものとします。
- (4) 助成事業者は、(1)本文の承認を受けて対象機器等の処分をして収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の全額を公社に納付しなければなりません。

2.6 交付決定の取消し (交付要綱第 23 条参照)

助成事業者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに助成事業者に通知するものとします。

- (1) 助成事業者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 助成事業者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又は交付要綱に基づく公社の請求に応じなかつたとき
- (3) 対象機器等に対して、都における他の助成金が交付されていることが判明したとき

2.7 助成金の返還 (交付要綱第 24 条参照)

- (1) 助成事業者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において、交付を受けた助成金の返還をしなければなりません。
- (2) 助成事業者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、本手引き 10 ページ「1.5 助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内において、当該超過額の返還をしなければなりません。
- (3) 助成事業者は、(1)及び(2)により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- (4) 助成事業者は、(3)の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第 17 号様式)を提出しなければなりません。

2.8 違約加算金及び延滞金 (交付要綱第 25、26 条参照)

- (1) 公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行った場合において、助成事業者に対し、返還請求を行ったときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。
- (2) 助成事業者は、(1)による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- (3) 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかつたときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- (4) 助成事業者は、(3)による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

2.9 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第 27 条参照）

公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

2.10 個人情報の取り扱い（交付要綱第 31 条参照）

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、自治体等が行う蓄電池等の設置に係る助成金その他の給付金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

また、公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国、自治体等から交付される助成金その他の給付金に係る情報を国、自治体等と協議の上、当該国、自治体等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

3.1 申請様式の記載例・添付書類（個人申請の場合）

(1) 個人である所有者が申請される場合

記載例第1号様式助成金交付申請書(個人用)

(第1号様式)

個人申請者用			
記入日 2020 年 1 月 15 日			

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

家庭に対する蓄電池等補助 助成金交付申請書(個人用)

公益財団法人東京都環境公社が定める「家庭に対する蓄電池等補助助成交付要綱」に同意のうえ、要綱第8条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

対象機器等の所有者、所有する機器等を貸与する者、その他マンション管理組合や住宅供給事業者が、助成申請者となることが出来ます。

(1) 助成申請者に関する情報

(1) 申請者に関する情報を証明するため、運転免許証(申請者の氏名・住所が確認できるもの)の写し等、申請者の方のため、本欄記載事項と申請者本人確認書類の記載内容が一致していることを確認してください。

◆公社は、本欄に記載された氏名及び住所に対して、交付決定通知書等を送付します。

(2) 公社は、交付を受けた申請者(以下「助成事業者」といいます。)に対し対象機器設置前1年間及び設置後2年間。

対象機器設置から概ね2年後に、記載いただいたメールアドレス宛等に「対象機器利用に関するアンケート」

助成事業者は、助成金交付要綱第12条四項に基づき、公社に求められた場合には回答をおこなってください。

(フサナ) 申請者氏名	トキヨウ ハナコ			電話番号(※1)	03-1234-XXXX
	東京 花子			* FAX番号	03-1234-XXXX
				* 電子メールアドレス(※2)	0000@△△.co.jp
申請者住所	〒 163 - XXXX	都道府県	千代田	(マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入してください。)	
	東京	○	市町村	千代田〇丁目〇番〇号	千代田マンション502号室

*マークが付いている項目の記入は任意です。

(※1) 電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。

(※2) 助成対象機器等の設置前1年間及び設置後2年間の電気使用量等の実績データに関する報告を求めるアンケートを送付する場合があります。

・上記申請者の方が、マンション管理組合の代表者である場合は、以下の欄も記入してください。

(フサナ) 管理組合名				マンション管理組合法人が未設立の場合に使用してください。 マンション管理組合法人による申請は第3号様式を使用してください。	
管理組合住所					

(2) 対象機器等設置場所に関する情報

(1) 都内の住宅に設置されることを確認するため、設置機器

対象機器から供給される電力等を使用する住宅に関する情報を記載してください。

このため、本欄記載事項と確認書類の記載内容が一致していることを確認してください。

マンション管理組合法人が未設立の場合に使用してください。

マンション管理組合法人による申請は第3号様式を使用してください。

対象機器等を設置する建物の住所	選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)をを入れてください。 →			<input type="checkbox"/> 助成申請者住所と同じ	<input type="checkbox"/> その他(住所記載)
	〒 153 - XXXX	都道府県	三鷹	(マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入してください。)	
	東京	○	区市町村	三鷹〇丁目〇番〇号	

賃貸住宅の各部屋に設置する場合は、各電灯ごとに作成願います。
また、対象機器等使用者代表氏名欄には、賃貸オーナー名を記載下さい。

電力を供給する住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 集合住宅	(<input type="checkbox"/> 住戸(専有部) <input type="checkbox"/> 共用部)	総戸数 ※集合住宅の場合に記載	戸
上記住宅の既築・新築	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅(※1)			着工予定日 (※1)	令和元年10月10日
				しゅん工予定日 (※1)	令和2年6月30日
	<input type="checkbox"/> 既築住宅				

設置する住宅の住居表示を記載してください。

対象機器等を使用する建物全体の戸数を記載ください。

上記住宅の所有権の所在	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/> 自己所有以外	建物の登記簿上、所有権に申請者が含まれている場合は「自己所有」、それ以外は「自己所有以外」となります。		
-------------	--	---------------------------------	---	--	--

(※1) 交付申請時、助成対象機器を設置する新築住宅等がしゅん工前である場合、着工予定日、しゅん工予定日を記載してください。

※法人申請等の様式で不明な点は、個別にお問い合わせください。

(3) 対象機器等に関する情報

対象機器	対象機器等	蓄電容量は以下SIIのホームページより確認した内容を記載ください。 URL: http://sii.or.jp/zeh/battery/search			(※1)	設備容量 kWh
		蓄電池システム	台	2.2		
	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池システム	台	5.5			
	<input type="checkbox"/> ピーク・トゥ・ホームシステム	台	2.2			
	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム)	台	0.7			

(※1) 購入済みの申請者は領収書の日付(領收日)を記載してください。

(4) 太陽光発電システムの設置状況に関する情報

- (i) 対象機器で蓄電池システム及びピーク・トゥ・ホームシステムを選択した場合は、太陽光発電システムを当該機器設置に合わせて新たに設置すること、または既に設置していることが条件です。新たに設置する場合は新設に、既に設置している場合は既設にチェックを入れてください。
- (ii) 太陽光発電システムを新たに設置する場合には、提出する見積書等で太陽光発電システムの設置に係る費用を記載する必要があります。

太陽光発電システムの設置状況	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 既設
----------------	--	-----------------------------

(5) 助成申請金額に関する情報

(i) 対象機器等について、複数台数の申請を行う場合は、1台又は1システムごとに記載してください。

(ii) 対象機器費に係る見積書等の提出が必要です。

(iii) 購入金額欄に記載する金額が、見積書等に記載された対象機器等に係る機器費の金額と一致する必要があります。

令和元年3月10日から令和2年2月29日までに設置が完了しており、領収書等を受領している方は領収書等記載の機器費を記載してください。

対象機器等名称(※1) (ブルダインから選択できます。)	購入予定金額(税抜) (購入予定金額の内、機器費を記載)	助成申請金額 (千円未満切捨)(※2)	購入予定金額/設備容量 (円/kWh)(※3)
(1) 蓄電池システム	1,000,000 円	500,000 円	181,818 円/kWh
(2) 家庭用燃料電池(戸建住宅)	900,000 円	100,000 円	円/kWh
(3)	円	円	円/kWh
(4)	円	円	円/kWh

(※1) 家庭用燃料電池は、助成上限額が「戸建住宅」、「集合住宅」で異なるため、該当する方を選択してください。

(※2) 「購入予定金額」に対して規定の助成率を乗じた金額又は上限額のいずれか小さい額を記載してください。

(※3) 蓄電池システムの場合はのみ記入してください。

蓄電池システムの交付要件は蓄電容量1kWh当たりの機器費が20万円以下です。20万円を超えると助成金不交付となりますのでご注意ください。

(6) 手続き代行者に関する情報

申請者以外が助成金申請に係る手続きを代行する場合は、以下の件線内もしくはその場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続き代行者の手元に記入して下さい。

会社名	フジナ 環境エネルギー販売株式会社	担当者電話番号 03-1234-XXXX * FAX番号 03-1234-XXXX * 電子メールアドレス 0000@△△.co.jp
法人代表者 氏名	フジナ トウキヨウヒガシテンテンショウ 役職名 東京東店店長	カンショウ タロウ 環境 太郎
部署名	総務部販売課	機器の売買契約予定日を記入してください。 原則、売買契約は交付決定後ですが、 令和2年2月29日までに売買契約を締結された方は、交付決定前の売買契約を認めます。
代行者住所	〒 111 - 0000 東京 都道府県 中央 区市町村 〇〇町〇丁目〇番〇号	*マーク

(7) 対象機器売買契約予定日

対象機器の売買契約予定日を記入してください。また、交付申請時に契約済みの方は契約日を記入してください。

※交付決定前の契約は令和2年2月29日までの契約に限ります。

(8) 実績報告書との同時提出の有無

令和2年2月29日までに対象機器の売買契約を締結し、交付申請時に機器設本申請書と実績報告書を同時に提出する場合はチェックを入れてください。

令和2年2月29日までに対象機器の売買契約を締結し、交付申請時に機器の設置が完了している方は、交付申請書と同時に実績報告書を提出しなければなりません。

提出しなければなりません。

アンケート欄(助成金申請者の方に伺います)	
<p>(1) この事業についてどこで知りましたか。</p> <p>a. 販売店からの紹介 b. インターネット c. 東京都の広報 d. 自治体の広報誌 e. ニュース f. 雑誌 g. その他</p>	
<p>(2) 対象機器を導入しようと考えた理由は何ですか。(複数回答可)</p> <p>□ a. 環境への配慮のため □ b. 電気料金削減のため □ c. 再生可能エネルギーの有効利用のため □ d. 固定価格買取制度(FIT制度)の買取期間が終了する(した)ため □ e. FIT制度の買取価格が低下しているため □ f. 非常時の電源確保のため □ g. 補助金が出るため □ h. 住宅に付加価値を付けるため □ i. その他</p>	
<p>(3) 対象機器の導入をきっかけに地球温暖化に関する意識はどのように変化しましたか。</p> <p>□ a. 導入前より節電を意識して行動する □ b. 導入前と変わらない □ c. 導入前より節電を行わなくなる</p>	

下記の〈同意事項〉の内容に同意し、本申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

2020 年 1 月 15 日		必ず、自筆による署名と捺印(認印可)をお願いします。(朱印)	
助成金申請者 署名捺印	氏名 東京 花子 ※申請者本人が必ず署名捺印ください。	事業者名 (会社名) 環境設計・販売株式会社 担当者氏名 環境 次郎 ※代行事業者の担当者が必ず署名捺印ください。	手続き代行者 署名捺印

〈同意事項〉 *

- 法人申請者は申請法人代表者の署名と捺印(代表者印)をお願いします。
申請書第3号様式1/3(1)助成金申請者に関する情報欄の「代表者氏名」と同一にしてください。
- 1 申請者につ
●申請者が、東
書類には、いか
任が生ずる可能
●交付要綱第8条の規定に基づく助成金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第二条第二号に規定する暴力団、同条第三号に規定する暴力団員又は同条第四号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことについて同意してください。
また、この同意に違反又は相違があり、同要綱第23条の規定により助成金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第24条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることに同意してください。
あわせて公社が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意してください。

- * この同意書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
・暴力団員を雇用している者
・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2 対象機器等を設置する住宅等の所有者の承諾について(交付要綱第3条第1項第三号)

申請者は、申請者本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象機器等を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請してください。

3 設置施工の安全性確保について(交付要綱第12条第1項第三号)

申請者は、対象機器等が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請してください。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

4 助成対象の調査等(交付要綱第10条第3項、第12条第1項第四・五・六号)

申請者に対して、電話による問合せを行う場合、追加書類の提出を求める場合及び助成対象機器等設置場所への立ち入りを含めた現地調査の協力をお願いする場合があります。本事業の適正な実施を図るため、公社が特別に定める場合を除き、調査への協力が得られない場合、助成金の返還を求める場合があります。

5 申請の取消しについて(交付要綱第23条第1項)

申請者が、交付要綱第23条により規定された取消しの対象とされている行為を行った場合、公社は直ちに申請の取消しを行い、取消し後の申請を受理しない場合があります。

6 個人情報の保護(交付要綱第31条第1項から第3項まで)

公社は、申請者から提出された個人情報について、個人情報への不正アクセス及び個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、提出された個人情報は、申請に係る審査業務に利用するほか、本事業の効果検証のための調査、公社が作成するパンフレット・事例集及び、都が行う調査業務に利用させていただくことがあります。なお、その他法令に定められた場合を除き、本人の承諾なしに、申請者から提出された個人情報を第三者に提供することはありません。

7 専属的合意管轄裁判

申請に係る申請者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

8 免責

本事業により設置された対象機器等の不具合や故障について、公社はその責任の一切を負いません。

申請者が送付する申請書、公社が送付する通知書その他送付物の送付に係る遅延、紛失、損害等全ての事故について、公社は一切の責任を負いません。

9 注意事項

- 提出いただいた申請書及び添付書類は返却いたしません。
●申請者の住所等の変更について、申請者が公社に対し連絡を行わなかったために、公社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類(公社に返送されたものは除きます。)は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなします。
●申請に關して不明な点は、申請の手引を参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本産業規格A4列4番とし、縦位置とします。

記載例第12-1号様式助成事業実績報告書(個人用)

(第12-1号様式)

個人申請者用

記載例は、助成申請者が個人の場合は前提として、第12-1号様式を使用しています。
法人、リース事業者の場合は様式が異なりますので、17ページにてご確認ください。

記入日 2020年8月20日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

家庭に対する蓄電池等補助 助成金事業実績報告書(個人用)

公益財団法人東京都環境公社が定める「家庭に対する蓄電池等補助助成交付要綱」に同意のうえ、要綱第19条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

(1)助成申請者に関する情報

- (1)先渡報告時の添付書類である対象機器等に係る領収書の先送(注文者)は、下記の助成申請者の氏名が記載されているものに限ります。
(2)交付要綱第8条に規定する交付申請を行っており、公社から「助成金交付決定通知書」の送付を受けている場合は、当該通知書に記載されている交付決定番号を記載してください。
◆公社は、本欄に記載された氏名及び住所に対して、助成金確定通知書等を送付します。

(フジ子) 申請者氏名	トウキヨウ ハナコ 氏名 東京 花子	電話番号(※) * FAX番号 * 電子メールアドレス	03-1234-XXXX 03-1234-XXXX 0000@△△.co.jp
申込者住所	〒163-XXXX 東京 府県 千代田 区市町村 千代田〇丁目〇番〇号 千代田マンション502号室	(マンション・アパート名、戸番番号まで必ず記入してください。)	

(※)電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。マークが付いている項目の記入は任意です。

・上記申込者の方が、マンション管理組合の代表者である場合は、以下の欄も記入してください。

(フジ子) 管理組合名		助成要綱第11条による交付決定通知書を受け取った方は、通知書記載の交付決定番号を記載してください。
管理組合住所		
・上記(Ⅱ)に該当する場合は記入してください。		
「助成金交付決定通知書」の交付決定番号		

(2)対象機器等設置場所に関する情報

- (1)選択項目(□)については、実績報告時点で、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。
(2)助成対象機器の都内の住宅に設置されていることを確認するため、設置機器の領収書等に記載のある設置場所の住所と一致していることを確認してください。
申請時に添付していただく写真で、「住宅」との確認ができない場合は、当該建物の「登記事項証明書」(原本)等を求める場合があります。

(3)対象機器等の使用者を代表する方にについて、氏名を記入してください。

対象機器等を設置する建物の住所	選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。 → 〒163-XXXX 東京 府県 三鷹 区市町村 三鷹〇丁目〇番〇号	<input type="checkbox"/> 助成申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他(下記に住所記載)
対象機器等使用者代表者氏名	東京 一郎	
電力を供給する住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 (<input type="checkbox"/> 住戸(専有部) <input type="checkbox"/> 共用部)	総戸数 集合住宅の場合 戸
上記住宅の既築・新築別(※)	<input type="checkbox"/> 既築住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅	
上記住宅の所有権の所在	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 自己所有以外	

領収日を記載してください。

(2/3)

(3)対象機器等に関する情報

対象機器等	対象機器等名稱・設置規模			購入年月日(※1) 2019年7月30日	設備容量 kWh (蓄電容量) 2.2 kW (定格出力)
	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池システム	1	台		
※選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。	<input type="checkbox"/> ピーコル・トゥ・ホームシステム		台		-
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム)	1	台	2019年7月30日	0.7 kW (定格出力)

(※1)領収書の日付(領収日)を記載してください。

(4)助成申請金額に関する情報

- (1)対象機器等について、複数台数の申請を行う場合は、1台又は1システムごとに記載してください。
(2)対象機器等が既に購入されていることを確認するため、領収書等の提出が必要です。

(3)購入金額欄に記載する金額が、領収書等に記載された対象機器等に係る機器費の金額と一致する必要があります。

対象機器等名稱(※1) (ブルーダウンから選択できます。)		購入金額(税抜) (購入金額の内、機器費を記載)	助成申請金額 (千円未満切捨)(※2)	購入金額/設備容量 (円/kWh)(※3)
(1)	蓄電池システム	1,000,000 円	500,000 円	181,000 円/kWh
(2)	家庭用燃料電池(戸建住宅)	900,000 円	100,000 円	円/kWh
(3)				円/kWh
(4)				円/kWh

(※1)家庭用燃料電池は、助成上限制が「戸建住宅」、「集合住宅」で異なるため、該当する方を選択してください。

(※2)「購入金額」に対して規定の助成率を乗じた金額又は上級額のいずれか金額を記載してください。

(※3)蓄電池システムの場合は記入してください。

蓄電池システムの交付要件は蓄電容量1kWh当たりの機器費が20万円以下です。20万円を超えると助成金不交付となりますのでご注意下さい。

(5)太陽光発電システムの設置状況に関する情報

- (i)交付要綱第5条において、蓄電池システム又はピークルト・ホームシステムを設置する場合、太陽光発電システムの新設又は既設を助成条件としています。
 (ii)助成申請者は、以下の表に記載した太陽光発電システムを、(3)の対象機器等の設置場所において、設置していることを確認してください。
 (iii)対象機器と太陽光発電システムを設置する建物の住所もしくは建物契約が異なることが判明した場合は、原則、助成申請者に対して、助成金の返還を求めることがありますので、注意してください。

(太陽光発電システムに関する情報)

(1)太陽光発電システムの設置種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設(※1)
(2)モジュールの製造者名(メーカー)	株式会社○×○×
(3)モジュールの型式名	S12345・P34567・K56789
(4)太陽光発電システムの最大出力(※2)	4.15 kW
(5)モジュールが受けている認証	<input checked="" type="checkbox"/> 国際電気標準会議のIEC61260-PV-FCSに加盟する <input type="checkbox"/> 海外認証機関による認証 <input type="checkbox"/> 一般財団法人電気安全環境研究所による認証 <input type="checkbox"/> その他(太陽光発電システムの設置種別が「 <input checked="" type="checkbox"/> 既設」のみ)(※3)
(6)電力受取契約者又は系統連携協議依頼者の氏名(※3)	東京 花子
(7)購入年月日(領収書の日付け)	2019年7月30日

(※1)太陽光発電システムの設置日が蓄電池システム又はピークルト・ホームシステムの領収書の領収日より前の場合は、既設にチェック(✓)を入れてください。

(※2)同時導入(新設)の場合、モジュール出力の合計とインバータの出力を比較し、出力の小さい方を記載してください。

(※3)JETは海外認証機関による認証を受けておらず、国、東京都又は公益財団法人東京都環境公社による住宅用太陽光発電システムの助成金の対象となっていなかった場合は、当該交付決済通知書(年1)、又は発電明細書(再生可能エネルギー発電事業計画認定を受けていることを示す文書)を提出することにより助成要件を満たすことになります。その場合、その他に(✓)を入れてください。

(3/3)

(6)手続き代行者に関する情報

- ・申請者以外が助成金申請に係る手続きを行なう場合は、以下の枠線内も記入してください。
 その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続き代行者に行ないます。

会社名	環境エネルギー販売株式会社			担当者電話番号	03-1234-XXXX
				担当者携帯電話番号	090-0000-XXXX
				* FAX番号	03-1234-XXXX
				* 電子メールアドレス	0000@△△△.com
会社又は拠点の代表者	役職名	東京東店店長		氏名	環境 太郎
担当者部署名	総務部販売課			担当者名	環境 次郎
代行者住所	〒 111-0000 東京 都道府県 中央 区市町村 ○○町○丁目○番○号				

* マークが付いている項目の記入は任意です。

(7)助成金振込先に関する情報

- (i)助成金振込先の口座名義は、(1)記載の助成申請者の氏名と同一にしていただくようお願いいたします。
 (ii)マンショングループにおける理事長等の代表者において、当該管理組合が所有する対象機器等に係る助成金を申請する場合は、助成金振込先の口座名義は(1)の管理組合名と同一にしてください。
 (iii)金融機関名、支店名、口座名義は必ずカタカナで記入して下さい。

金融機関名(カタカナ)	ユウセイギンコウ		・金融機関名、支店名、口座名義はカタカナで記載してください。 ・ゆうちょ銀行も本様式を使用できます。銀行番号・店名コードの記載方法はインターネット等で確認ください。	
支店名(カタカナ)	ゼロゼロイチテン			
金融機関コード	9 9 0 0	支店コード	0 0 1	預金種類(該当項目に✓) □普通 □貯蓄 □当座
口座名義(※6)(カタカナ)	トウキョウ ハナコ			
口座番号(右括弧)	0 0 0 1 2 3 4			

(8)他の助成金の申請状況

- (i)選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。
 (ii)複数システムを申請されている場合は、申請書3/4ページを複数添付し、(8)の部分のみ記載し提出してください。

区市町村への申請	<input checked="" type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし		
区市町村名	○○○区	助成金交付額(予定額)	エネファーム：50000 円
国等への申請	<input checked="" type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし		
事業名	FCA民生用燃料電池導入支援補助金	助成金交付額(予定額)	150,000 円

(備考)用紙は日本産業規格A4用紙とし、縦位置とします。

申請者本人確認書類 貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○申請者本人確認書類 貼り付け欄

※ 用紙サイズがA4でない場合は本台紙をご利用ください。

助成金交付申請書の申請者情報（氏名及び住所）を証明するものです。

下記の書類のうち、いずれか一つのコピーをご提出ください。

- ①運転免許証
- ②健康保険証
- ③住民基本台帳カード
- ④パスポート
- ⑤外国人登録証明書 又は在留カード
- ⑥身体障害者手帳
- ⑦療育手帳
- ⑧精神障害者保健福祉手帳

※ 日本で発行されているもの

※ 記載内容がはっきりと確認できるもの

※ 氏名と住所が記載されている面（ページ）が分かれている場合は、両方の面（ページ）の写しが必要

※ 有効期限内であること

※ 現住所・氏名の記載があること

※ 交付申請で一度提出しているものから、記載内容に変更がない場合は提出不要とする。

セロハンテープで貼り付けて下さい。

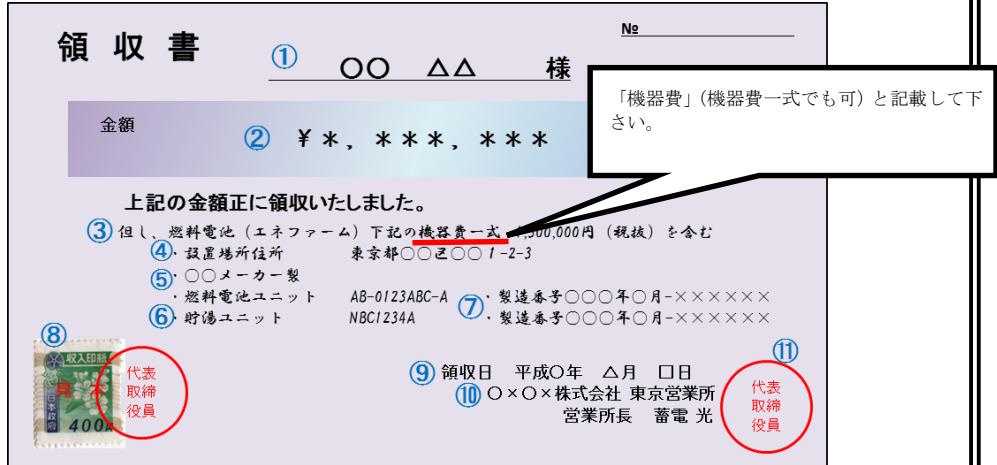
※この用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

対象機器等 領収書(写し)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 領収書(写し) 貼り付け欄

- ※ 用紙サイズがA4でない場合は本台紙をご利用ください。
- 当該機器等の購買を証明するため、「領収書」を提出してください。
- ※ クレジットカード・ローン払いによる場合についても、販売店が発行した領収書など
対象機器等の購買を証明する書類を作成してください。(本手引き53ページ参照)



セロハンテープで貼り付けて下さい。

以下の内容がはつきり確認できる写しをご提出ください。

- ① 宛名 (助成事業者名であること)
- ② 領収金額
- ③ 助成対象経費
- ④ 設置場所住所
- ⑤ 対象機器メーカー名
- ⑥ 対象機器型番
- ⑦ 製造番号
- ⑧ 収入印紙及び割印 (消印) が確認できるもの
- ⑨ 領収日
- ⑩ 発行者 (販売事業者) 名
- ⑪ 発行者 (販売事業者) 捺印

※ 但書に③~⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。

- ・販売事業者が作成した「対象機器等に関する領収書内訳について」(本手引き48~51ページ参照)
- ・工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③~⑦の内容が確認できるものの写し

※ クレジットカード・ローン等の理由で収入印紙(⑧)がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但書の記載が「立替払い」となっている等)は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要です。

※この用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

対象機器等 保証書(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 保証書(コピー)貼り付け欄

※用紙サイズがA4でない場合は本台紙をご利用ください。

- 購入時又は設置時に受領した保証書の内容を確認の上、コピーを貼り付けてください。
- 対象機器メーカー名、対象機器型番又はパッケージ型番、製造番号がはっきりわかるようにコピーして、貼り付けてください。
※使用者控え（お客様控え等）のコピーであること



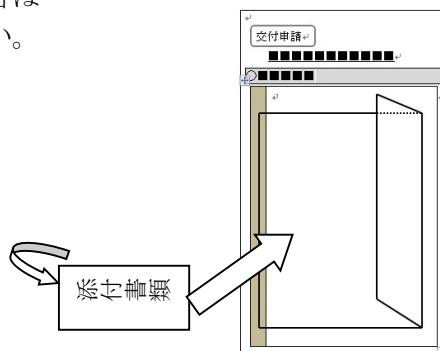
ゼロハンテープで貼り付けて下さい。

※保証書の提出が困難である場合は設置した機器の販売元業者が作成した『設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明』を提出すること。(本手引き53ページ参照)

【貼り付け方法】

貼り付け欄より添付書類が大きい場合は右端を折り曲げて、貼り付けてください。

縦長の添付書類は横向きにして貼り付けてください。



※この用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

対象機器等を設置する建物、及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 設置写真貼り付け欄

※ 書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 対象機器等を設置する建物と、対象機器等が供給する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- 全景写真では対象機器が写っていないなくても構いません。
- 1階部分から全体が写るように撮影してください。
- 玄関正面側から建物全体を撮影した写真をご用意ください。
- 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合には、複数に分かれても構いません。
- 建物の全景がはっきりと分からぬ（日没後撮影等）場合、再度撮影を依頼する可能性があります。
- その他添付する写真について、以下の点に留意してください。

※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。

※ カラー印刷又は、カラープリント写真

※ 写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89mm）以上

※ 1枚に収まらない場合は本台紙を複数枚提出して、全ての写真を添付してください。

セロハンテープで貼り付けて下さい。



※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器等の設置状態を示す写真

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 設置写真貼り付け欄

- ※ 書類の用紙サイズがA4でない場合は本台紙をご利用ください。
- 設置完了後の写真を提出してください。
- 家庭用燃料電池（エネファーム）の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユニットのすべてが写るよう撮影してください。
 - ※ 停電時発電継続機能が外付けの場合、外付けであることのわかるよう撮影してください。
 - ※ ユニット同士の距離が離れており、1枚では収まりきらない場合は、複数枚に分かれても構いません。
- 対象機器等の上から日よけ等の目的でカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器がはっきり確認できるよう撮影してください。
- 太陽光発電システムについては設置後の写真を添付してください。
 - ※蓄電池、ピークル・トゥ・ホームを申請する場合
- 写真の縦横比を変更しないでください。
- その他、添付する写真について、以下の点に留意してください。
 - ※ 写真是、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。
 - ※ カラー印刷又は、カラープリント写真
 - ※ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89mm）以上
 - ※ 1枚に収まらない場合は本台紙を複数枚用意し、全ての写真を添付してください。
 - ※ 対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真としてください。

セロハンテープで貼り付けて下さい。



※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器等 銘板写真貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 銘板写真貼り付け欄

※書類の用紙サイズがA4でない場合は本台紙をご利用ください。

- 設置した後の対象機器等の銘板を撮影し、提出してください。

- ※ 写真は、現像またはプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。
- ※ カラー印刷または又は、カラープリント写真
- ※ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89mm）以上
- ※ 対象機器型番等がはっきりと見える写真。

<対象機器等の銘板写真> ··· 設置台数分必要です

■燃料電池の場合

※各ユニットの銘板すべて必要です（外付け停電時発電継続機能含む）

セロハンテープで貼り付けて下さい。



(燃料電池ユニット)

(貯湯ユニット)

■蓄電池の場合

型 式	
製造番号	
定格電圧	
定格消費電力	
株式会社〇〇工業	

※この用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

通帳(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○通帳(コピー)貼り付け欄 振込口座情報の記載された通帳のコピーを提出してください。

※ 書類の用紙サイズがA4でない場合は本台紙をご利用ください。

- 通帳は、表紙と振込口座情報が記載されているページの見開きのコピーが必要となります。
- 助成金申請者と同一の口座名義としてください。

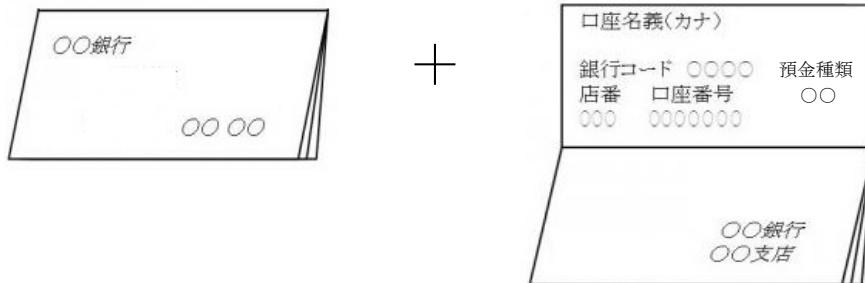
【助成金振込み口座通帳コピー】

右記の助成金振込み口座情報の 記載がはっきりわかる通帳の コピーを貼り付けてください。	①金融機関名（コード） ②支店名（コード） ③預金種類	④口座番号 ⑤カタカナの口座名義
---	-----------------------------------	---------------------

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの（又は金融機関ホームページのログイン後の画面）で、「金融機関名」「支店名」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認できるものを提出ください。

以下の通帳のコピー2枚をご用意ください。（表紙及び表紙裏ページの両方が必要です。）

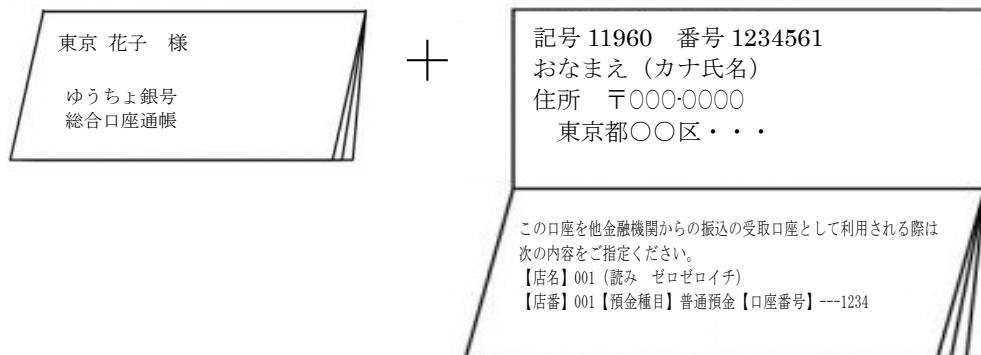
- 通帳の表紙のコピー
- 通帳の振込口座情報が記載されている
ページの見開きコピー



セロハンテープで貼り付けてください。

ゆうちょ銀行の場合も同様に「表紙」と「表紙裏ページ」両方のコピーを提出ください。

- 通帳の表紙のコピー
- 通帳の振込口座情報が記載されている
ページの見開きコピー



※この用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

4.1 申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください。)

申請書類及び添付書類(本手引き 11 ページ以降)の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

また、相談窓口にて問合せの多い質問については、公社(クール・ネット東京)のホームページに、隨時、「よくある質問」として更新していく予定です。

こちらにつきましても、ご確認いただきますようお願いいたします。

【ホームページ】「よくある質問」

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/chikudenchitou-hojo/>

- * 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがありますので、提出書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。公社に提出された書類をFAX等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。
- * 必要事項の確認のため、本手引き 12~15 ページ及び 20~27 ページ記載の必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

(1) 申請者本人確認書類

助成金交付申請書の助成対象者に関する情報を証明するものです。

以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、有効期限内のものを提出してください。なお、申請書本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものとしてください。

- ※ 日本で発行されたものであること。
- ※ 有効期限内のものであること。
- ※ 現住所・氏名の記載であること。
- ※ 氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)が必要です。
 - ① 運転免許証、② 健康保険証、③ 住民基本台帳カード、④ パスポート、
 - ⑤ 外国人登録証明書又は在留カード、⑥ 身体障害者手帳、⑦ 療育手帳、
 - ⑧ 精神障害者保健福祉手帳

(2) 対象機器等を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳

- ① 領収書に下記必要項目の記載が出来ない場合や記載がない場合は、必ず公社の定める様式で領収書内訳を作成し提出してください。

・宛名(助成対象者名であること)・領収金額・助成対象経費(機器費のみ、工事費(※)、消費税含まず)
・設置場所住所・対象機器メーカー名・対象機器型番・製造番号・収入印紙及び割印(消印)
・領収日・発行者(販売事業者)名・発行者(販売事業者)捺印

・販売事業者が作成した「対象機器に関する領収書内訳について」(※1)

・工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で上記①の内容が確認できるものの写し(※2)

- ② 新築の場合など、対象機器等以外の費用が含まれている領収書についても提出は可能ですが、
①の項目を証明していただくため、公社の定める様式で領収書の内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ③ 複数台をまとめて購入した際の領収書については、対象機器 1 台ごとの助成対象経費、対象機器の製造メーカー名、対象機器の型番等上記①の内容が記載されたものが必要です。必要に応じて領収書内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。

- ④ 収入印紙及び割り印(消印)が確認できるものが必要です。収入印紙がなく、かつ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但書の記載が「立替払い」となっている等。)は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。
- ⑤ ローン、クレジット契約であっても、対象機器等の所有権が助成事業者にある場合は、助成対象となります。ただし、対象機器等の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、銀行振込証は認められません(クレジット払いなどの領収書作成例は本手引き 53 ページをご参照ください。但し、提出する際は上記①の項目が全て記載されていることが必要です。)。
- ⑥ 領収書に記載された対象機器等に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象機器等を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります。

(※1) 領収書に助成対象金額等必要な項目が記載できない場合は、別紙「対象機器に関する領収書内訳について」(本手引き 48~51 ページ参照)を提出してください。

- ・「対象機器に関する領収書内訳について」の金額と、助成事業実績報告書(3/3) ページ内の(4)における「購入金額」は同額となります。

(※2) 助成対象機器等の設置に係る工事請負契約書等の写しをもって、領収書の内訳金額を証明することも出来ます。

- ・工事請負契約書(契約書類)等には、上記(2)①とあわせて助成事業者及び発行者(販売事業者)捺印が必要です。両者の印がはっきり確認できるものを提出してください。(注文書及び注文請書など書類を別々に作成したときには、両方の写しが必要となります。)

(3) 対象機器の保証書の写し

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え(お客様控え等)の写しとします。
- ② 製造者名(メーカー名)、型番がはっきり読み取れるものを提出してください。
- (注意)複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器等の型番、製造番号等がわかるものとしてください。
- ③ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明」を提出してください。(本手引き 54 ページ参照)

(4) 対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力等を使用する住宅の全景写真

- ① 1階部分から建物全体(正面玄関側)が写っているものをご用意ください。
 - ② 対象機器等を設置する建物と対象機器等から供給される電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
 - ③ 全景写真では、助成対象機器が写っていないなくても構いません。
 - ④ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。
 - ⑤ 写真是、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
 - ⑥ 写真的大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

(5) 助成対象機器等の設置状態を示す写真

- ① 設置された機器等の全景写真を提出してください。

- ② 設置完了後(設置した事実がわかるもの)の写真を提出してください。
 - ③ 対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真としてください。
 - ④ 写真の縦横比を変更しないでください。
 - ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
 - ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
 - ⑦ 1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれても構いません。
- ※ 日没後撮影等で助成対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。
- ※ 日よけ等の目的で対象機器等を覆うカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影してください。
- ※ 家庭用燃料電池(エネファーム)の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユニット、停電時発電継続機能(外付けの場合)それぞれが写っている写真が必要です(複数枚に分かれても構いません。)。

(6) 助成対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真

- ① 設置完了日以降の写真を提出してください。
- ② 型番と製造番号が1枚に写っている写真を提出してください。型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
- ③ 雨水やフラッシュ等で型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
- ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑤ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑥ 家庭用燃料電池(エネファーム)については、燃料電池ユニット、貯湯ユニット、停電時発電継続機能(外付けの場合)のそれぞれの銘板を撮影して提出してください。
- ⑦ 蓄電池については、蓄電池ユニット本体の型番及び製造番号(銘板)を撮影して提出してください。なお、ケース表面に銘板がない場合、パッケージ型番やシステム型番の銘板写真の提出を求めることがあります。

(7) 通帳の写し

助成金交付申請書(兼設置完了報告書)の「助成金振込先に関する情報」記載の内容を証明する書類です。以下のうち、いずれか一つの書類とします。

- ① 振込口座情報の記載された預金通帳
- ② 振込口座情報の記載された貯金通帳

以下の助成金振込口座情報の記載がはっきりわかる通帳のコピー等を提出してください。なお、表紙、及び振込口座情報が記載された面(ページ)の見開き、両方の面(ページ)の写しが必要です。

- ・ 金融機関名(コード) ・ 支店名(コード) ・ 預金種類 ・ 口座番号 ・ カタカナの口座名義

※ 助成金申請者と同一の口座名義であること

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの、もしくは、金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、金融機関名(コード)、支店名(コード)、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義が確認できるものを提出ください。

(8) 集合住宅の総戸数が確認できる書類等

助成対象機器等から供給される電力を使用する集合住宅の総戸数が確認できる書類とは、当該集合住宅の建築計画書や平面図の写し、マンションの販売用チラシなど、総戸数が確認できるものです。本書類は、助成対象機器を集合住宅に設置する場合に提出いただきます。

(9) 蓄電池システム又はピーク・トゥ・ホームの助成金交付申請を行う方について、要件にある太陽光発電システムの「接続契約のご案内」の写し

電力会社との接続契約締結完了後のものをご提出ください。

(10) 蓄電池システム又はピーク・トゥ・ホームの助成金交付申請を行う方について、要件にある太陽光発電システムの「出力対比表」

設置した全モジュールの出力と製造番号の対比表で、モジュールのメーカーが発行するものです。(太陽光モジュールの「製造メーカー」「型番」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が記載されているもの。)。

助成事業者名の記載がない場合は、空欄に助成事業者の氏名を補記してください。

※ メーカーが発行していない場合の対応について

- ① 出力対比表を作成して提出してください。(本手引き 52 ページ参照)
- ② 助成事業者名及び販売店名、製造メーカー名、太陽光モジュール型式、1 枚当たりの公称最大出力 (ワット) を記載してください。
(注) 複数の型式を設置される場合にはその旨わかるよう作成してください。
- ③ この場合には、製品に同梱されている製造番号の写し (バーコード) を貼付して提出してください。

(11) 太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書の写し

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え(お客様控え等)の写しとします。
- ② 製造者名(メーカー名)、型番がはっきり読み取れるものを提出してください。
- ③ 引渡日等の記載があるものを提出してください。

(12) 国、都又は公社による住宅用太陽光発電システム助成金交付決定通知書の写し(既設の場合)

JET 又は海外認証機関による認証を受けておらず、かつ過去に国、都又は公社により住宅用太陽光発電システムの助成金を受けていた場合に提出してください。

(13) 直近の太陽光発電の売電明細の写し(既設の場合)

買取起算日が助成対象機器の領収書の日付(領収日)より前のものを提出してください。

(14) 蓄電池システム又はピーク・トゥ・ホームの助成金交付申請を行う方について、要件にある太陽光発電システムの設置状況を示す写真

設置後の写真を提出してください。

(領収書の但し書きに機器費等の記載ができない場合の領収書内訳書について)

【蓄電池システムの場合】

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 _____
（東京都地球温暖化防止活動推進センター） 殿

申請者と同一である必要が
あります。（領収書の宛名が
連名の場合も、申請者単名
の記載で作成してください。）

対象機器に関する領収書の内訳について

「〇〇〇〇」様宛に発行した蓄電池システムに係る領収書は、〇〇年〇〇月〇〇日付け領収書（領収書番号・・）のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等を下記のとおりに、証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日又は領収書番号を明確にしてください。

記

機器本体額とします。
(消費税抜き)

1	機器費（消費税抜き）	〇〇〇,〇〇〇 円
2	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号
3	SII 登録メーカー名	株式会社〇〇電機
4	SII 登録パッケージ型番	ABC-5678 <p>SIIに登録されている型番を記載してください。</p>
5	蓄電池ユニット製造番号	12345678

※ケース表面に銘板がない場合、パッケージ型番やシステム型番の銘板写真の提出を求めることがあります。

領収書の日付以降の日付を記入してください。

●年●月●日
〇〇株式会社 印

※この書類は、実際に支払った金額（領収書の金額）と
申請書の金額が違う場合や、領収書に但し書きができる
ない場合に作成してください。

【燃料電池（エネファーム）の場合】

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

公社理事長宛てに作成してください。

申請者と同一である必要があります。（領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してください。）

対象機器に関する領収書の内訳について

「〇〇〇〇」様宛に発行した家庭用燃料電池に係る領収書は、〇〇年〇〇月〇〇日付け領収書（領収書番号・・）のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等を下記のとおりに、証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日又は領収書番号を明確にしてください。

			機器本体額とします。 (消費税抜き)
1	機器費（消費税抜き）	〇,〇〇〇,〇〇〇 円	
2	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号	
3	FCA登録メーカー名	株式会社×〇×〇	
4	品番 ※複数台申請される場合は内訳がわかるよう記載してください。	燃料電池ユニット TK-1234ABC-K 貯湯ユニット TKC1234	FCAに登録されている製造事業者又はブランド事業者名を記載してください。
5	製造番号 ※複数台申請される場合は内訳がわかるよう記載してください。	燃料電池ユニット 〇〇〇〇年〇月-××××× 貯湯ユニット △△.△△-△△△△△△△△△	

領収書の日付以降の日付を記入してください。

※この書類は、実際に支払った金額（領収書の金額）と申請書の金額が違う場合や、領収書に但し書きができる場合に作成してください。

●年●月●日
〇〇株式会社 印

【ビーグル・トウ・ホームシステムの場合】

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

公社理事長宛てに作成してください。

申請者と同一である必要があります。(領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してください。)

対象機器に関する領収書の内訳について

「〇〇〇〇」様宛に発行したビーグル・トウ・ホームシステムに係る領収書は、〇〇年〇〇月〇〇日付け領収書（領収書番号・・・）のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等を下記のとおりに、証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日又は領収書番号を明確にしてください。

記

1	機器費（消費税抜き）	〇〇〇,〇〇〇 円	機器本体額とします。 (消費税抜き)
2	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号	
3	製造者名（メーカー）	株式会社〇〇〇〇	
4	型番	ABCDEF	
5	製造番号	1-2345-6	

※この書類は、実際に支払った金額（領収書の金額）と申請書の金額が違う場合や、領収書に但し書きができる場合に作成してください。

領収書の日付以降の日付を記入してください。

●年●月●日
〇〇株式会社 印

【太陽光発電システムの場合】※蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する場合

公益財団法人 東京都環境公社 理事長

(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

公社理事長宛てに作成してください。

申請者と同一である必要があります。(領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してください。)

対象システムに関する領収書の内訳について

「〇〇〇〇」様宛に発行した太陽光発電システムに係る領収書は、〇〇年〇〇月〇〇日付け領収書（領収書番号・・）のとおりです。

当該領収書には、太陽光発電システムの機器費及び工事費を含んでいることを証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日又は領収書番号を明確にしてください。

領収書の日付以降の日付を記入してください。

●年●月●日
〇〇株式会社 印

※この書類は、実際に支払った金額（領収書の金額）と申請書の金額が違う場合や、領収書に但し書きがない場合に作成してください。

(出力対比表(メーカーが発行していない場合の記入例))

※蓄電池、ビーコル・トウ・ホームシステムを申請する場合に必要

出力対比表

助成金申請者名	東京 太郎			
製造メーカー名	△○△○電機株式会社			
太陽電池モジュール型式	RB175A-03			
測定値(JIS)公称最大値(W)	1	7	5	0

製造番号の写し(バーコード)の添付欄				
<ul style="list-style-type: none">* 梱包に同梱されている製造番号の写し(バーコード現物)をこちらに貼付してください。* 1枚に添付しきれない場合は、助成金申請者名、手続き代行者名を記入いただいた上で、別紙を使用していただいて構いません。* 製造番号写し(バーコード)を1枚に添付しきれない場合等は、別紙としてご使用ください。 その場合は、別紙1枚ごとに、必ず申請者名を記載してください。* 製造番号の写し(バーコード)は、製造番号、測定出力の記載があるものが必要です。* 何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。				
				
				
				
<p>◎ 助成金を申請する <u>全てのモジュールのバーコードを</u> 貼付してください。</p>				

* メーカー又はメーカー系販売会社が作成する以外は、梱包に同梱されている製造番号の写し(バーコード)を添付願います。

(クレジット等契約により購入した場合の領収書作成例：販売店が発行したものに限ります。)

○○○○ (顧客)

御中

申請者名を記入すること

社印（角印）又は代表者印（丸印）のいずれかが押されていること。***押印されたものの写しであること。**

対象機器等に関する代金領収書

収入印紙

割印

現金で5万円以上の領収金額の場合は、収入印紙（割り印）

東京都○○区○○町 1-1-1

○○蓄電池販売株式会社 ○○営業所
営業所長 ○○ ○○ 印

次の顧客の対象機器等（蓄電池システム・ビーグル・トウ・ホームシステム・家庭用燃料電池（エネファーム））の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

また、受領した代金に相当する対象機器等の所有権を、契約書等に関わらず、次の顧客に移転したことを確認しました。

顧客	氏名			
	設置場所			
	住所	対象機器を記入すること		

購入品目	購入機器	メーカー名	型式 (※1)	製造番号 (※1)	機器費 (税抜き)

(※1) 家庭用燃料電池（エネファーム）については、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット、それぞれの型式、製造番号を明記してください。

受領代金	費目	金額	入金（受領）日
	現金	金 円	年 月 日
	クレジット (クレジット会社名：)	金 円	年 月 日
	その他 ()	金 円	年 月 日
	合計	金	円

(保証書の提出が困難な場合に販売元が公社理事長宛に提出するものの作成例：販売店が発行したものに限ります。)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書

家庭に対する蓄電池等補助助成金交付申請書を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象機器が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象機器が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

記

1 申請者名 東京 花子

2 設置場所住所 東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号

3 領収書番号 ABC2468-DEF

以上

年 月 日

領収証明会社名

(印)

5.1 申請書の送付先

■ 申請書の送付先

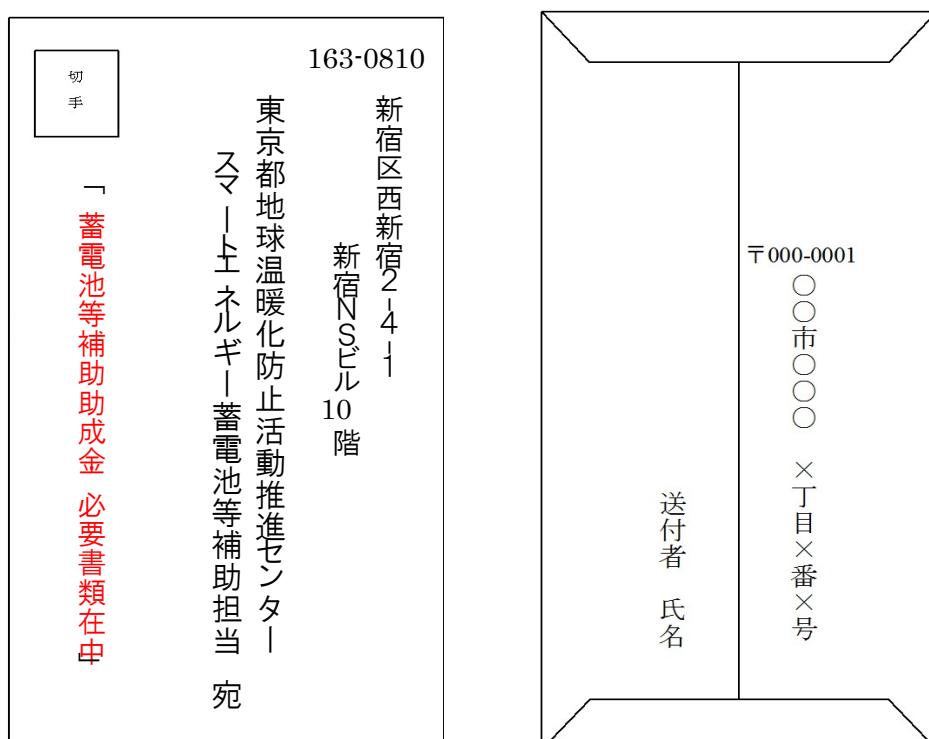
〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿N Sビル 10階
東京都地球温暖化防止活動推進センター スマートエネルギー蓄電池等補助担当 宛

<申請様式のダウンロードページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/chikudenchitou-hojo/ download/>

- * 申請様式は日本産業規格 A4 の用紙に片面印刷でお願いします
- * インターネットをご利用いただけない場合は、公社(クール・ネット東京)の受付窓口(新宿N Sビル 10階)にて、助成金交付申請書の用紙をお渡しすることも可能です。手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- * 受付窓口にて応対できる体制には限りがございます。大量の申請が見込まれますので、申請書の提出は、原則郵送でお願いいたします。
- * FAXや電子メールによる申請書類の送付は受け付けておりません。
- * 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。
- * 同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいて構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請ごとに書類を分けて入れて下さい。その際は、申請数と申請者名が分かる一覧を添付して下さい。
- * 封筒の表に、「**蓄電池等補助助成金 必要書類在中**」と赤字で記入してください。

(封筒記入例)



(参考) 関連ホームページのご案内

1. 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chikudenchitou-hojo>

2. 申請書類様式のダウンロードについて

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chikudenchitou-hojo/download>

3. よくある質問（Q & A）について

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chikudenchitou-hojo>

4. 東京都環境局の地球環境・環境エネルギー政策について

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/index.html>

東京都
家庭に対する蓄電池等補助

助成金申請の手引き

□発行・編集 令和3(2021)年4月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称: クール・ネット東京)
〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿NSビル10階
電話 03(6258)1510